

<p>森田議長</p>	<p style="text-align: right;">(9:30)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達していますので、これより令和5年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>令和5年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>議員の皆様をはじめ、管理者及び関係職員におかれましては、木津川市、精華町の議会日程が入るなど何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして大変ご苦労さまです。</p> <p>冬場を迎え、改めて新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染拡大が懸念される時期でもございます。管理者以下職員の皆様方におかれましては、引き続き日々の体調管理に努め、安全で安定した環境の森センター・きづがわの運転管理を継続していただきますとともに、議員の皆様方におかれましてもご留意いただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>また、先般の精華町町長選挙において再任された杉浦町長が、木津川市精華町環境施設組規約第8条第3項の規定により、引き続き本組合の副管理者に就任され、本日も出席していただいておりますので、引き続きよろしく願いをいたします。</p>
<p>杉浦副管理者</p>	<p>よろしく申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>さて、本日は、2人による一般質問並びに提案されている議案は、令和4年度木津川市精華町環境施設組一般会計歳入歳出決算の認定、木津川市精華町環境施設組会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正、木津川市精華町環境施設組職員の給与に関する条例の一部改正、木津川市精華町環境施設組議会会議規則の一部改正の4件でございます。</p> <p>なお、先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染防止の観点からも、本日は長時間にならないようスムーズな議会運営にて慎重なるご審議を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。</p> <p>続きまして、管理者から挨拶をお願いいたします。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>改めまして、皆様、おはようございます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>議員の皆様におかれましては、令和5年第2回木津川市精華町環境</p>

<p>谷口管理者 つづき</p>	<p>施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、公私何かとご多用にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素は本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、環境の森センター・きづがわの運転管理に関しましては、年2回、2炉とも運転を停止し、大規模な定期点検を行うこととしておりまして、今年度2度目の定期点検を12月28日から来年の1月17日までの間に実施する予定でございます。これら大規模な定期点検に加え、日常点検はもとより、年次計画に基づく1炉ごとの点検などにつきまして、計画的かつ緊張感を持って実施することで、安定した施設の稼働を引き続き確保してまいります。</p> <p>なお、2炉停止の定期点検中のごみの焼却処理をいたしません、ごみの受入れにつきましては問題なく通常どおり対応していくこととしております。</p> <p>また、施設からの排ガス等につきましても、日々計測している連続測定や調査会社に委託している法定測定につきまして、法令基準値はもとより、独自に定めている管理目標値を満足する結果となっております。引き続き施設の適切な維持管理に努め、安定した焼却処理に取り組んでまいります。</p> <p>さて、本日ご提案させていただく事案につきましては、先ほど議長からもありました、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定、また、会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正及び職員の給与に関する条例の一部改正の認定1件、議案2件でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>以上、現状の報告などを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の日程につきましては、お手元に配付しました議事日程のとおり進めてまいります。</p> <p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、谷川光男議員と4番、宮嶋良造議員を指名いたします。</p> <p>なお、両名の不測の場合には、次の議席の議員を署名議員といたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日11月29日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、会期は本日の1日に決定いたしました。</p> <p>日程第3「一般質問」を行います。 一般質問をされる方は2人です。発言時間は答弁を含め30分までとします。 それでは、1番、宮嶋良造さん、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>おはようございます。宮嶋良造です。</p> <p>子どもたちや住民が、ごみの焼却処理の現状を理解し、ごみ減量をすすめるためにと題して管理者に聞きます。</p> <p>構成市町では、ごみ減量計画に従って、住民の協力を得てごみ減量に取り組んでいますが、残念ながら減量目標は達成できていません。</p> <p>一般に住民は、それぞれがごみの分別と減量に取り組み、指定の曜日、場所に分別した各種ごみを出せば自らの役割を終えたと考えています。</p> <p>そこで、さらにごみの分別と減量を進めるためには、資源ごみを除き、当施設で焼却される可燃ごみの中身がどのような内容であるか、ごみの組成分析は構成市町で行われて公表されていますが、どのような仕組みで焼却され最終処分されるのかを知ることは大事ではないでしょうか。そのことが各家庭でのごみの分別と減量につながるのではないかと考えます。</p> <p>そこで、ホームページの見学案内のページ、それと施設の紹介というページがありますが、ここを充実させる、工夫を加えるということが必要ではないかと考えます。例えば見学者の感想を紹介する子供向けの見学案内や施設パンフレットがありますが、これらは全ページ、ホームページに紹介してはどうかと考えます。</p> <p>また、見学は事前の申込みが必要であります、年に一度、構成市町の広報紙などで案内して、施設見学が自由にできる日をつくってはどうか。今もこの議場から窓の外を見ますと大変美しい風景が広がっております。こうしたものが見られるというプラスもあると思いますので、ぜひそういう自由に見学できる日というのがあるのもいいのではないかと考えます。</p> <p>次に、見学者を増やす努力を行うと同時に、当施設を見学しなくても、来られなくても、ごみ処理の現状と課題、住民が努力すべきことなどが各家庭や学校で学べる工夫を行ってはどうか。例えば各学校で使える当施設の事業を紹介する映像等の教材、既にあるならばそれをPRする、また、ホームページに住民向けに当施設の事業内容を紹介して、住民がごみの分別と減量に取り組む意識づけが行われるようにしてはどうか。</p> <p>以上、お答えください。</p>

森田議長	管理者。
谷口管理者	<p>宮嶋議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>1点目につきまして、本組合のホームページにつきましては、昨年度実施したリニューアルの際、施設の紹介ページにキッズ解説のページを新たに設けるなど、一定の見直しを図ったところでございます。</p> <p>また、見学者から寄せられた感想などにつきましては、施設の正面入り口に掲示することといたしております。</p> <p>パンフレットにつきましては、本施設にご来場いただき、実際にご自身の目で見ていただく際に配布をし、説明することでより効果的に活用でき、本施設の内容や役割、環境問題に対する意識を高めていただけるものと期待しているところでございます。</p> <p>できるだけ多くの皆様に施設を見学していただくことは、構成市町における環境施策の推進においても大切な機会になるものと考えておりますので、コロナ禍においては実施が困難であった平日以外の施設見学会につきましても、今年度は実施をする方向で検討しているところでございます。</p> <p>2点目について、現在、構成市町や近隣の小学校においては、4年生の環境学習の一環として、年に一度、本施設への見学を実施されており、見学時においては子供向けパンフレットと施設の紹介VTRにより説明を行った後、見学ルートから実際の稼働状況を見て分別ゲームを体験いただくなど、熱心に見学いただいているところであります。</p> <p>また、見学後、子供たちから感想等をいただいた中には、今日学習したことを家に帰って親に伝えますといったものもあり、各家庭への広がりも期待できるものと考えております。</p> <p>特に見学者が見学時に最も強い興味を示しておられるのが、ごみピットにためられた膨大なごみの量と、また、ごみクレーンでごみを攪拌している迫力のある様子でございます。こういった体験は本施設へ来場いただいてこそのものであると考えておりますので、引き続き施設見学の取組に努めていきたいと考えております。</p> <p>ホームページにつきましては、当施設に関する内容の充実はもとより、構成市町が主体となるごみの分別や減量施策につきましても、しっかりと連携した取組に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	宮嶋議員、どうぞ。
宮嶋議員	<p>それでは再質問をいたします。</p> <p>先ほどありましたように、見学のパンフレットがあります。これは小学生用のものかと思いますが、この中で少し考えていただきたいな</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>と思っておるのは、可燃ごみの中に絵としてマヨネーズのチューブがありますが、これは後に紹介されているように汚れたチューブ類の扱いとして描かれているわけです。けれども、最初のページに、受入れ可能な可燃ごみの中にチューブの絵があるというのはちょっと違和感を感じるところです。後では汚れたものとは説明があるわけです。</p> <p>ただ、汚れたものについても、各家庭でそれぞれ違うでしょうけれども、できるだけ洗って容器包装ごみとして出せるようにというのが本来筋ではないかなというふうに思いますので、この点、ひとつお考えをお聞かせいただきたい。</p> <p>2つ目は、今日の決算資料の中に、参考資料12で年度別の見学者、来場者数一覧というのを出していただいております。これを見ますと、新型コロナ感染の広がりで一時的に見学者が減っておりました。昨年度、今年度は回復しつつあると思われそうですが、ただ、一般の方、大人の方というんでしょうか、見学者は、当施設が稼働し始めた頃は多く来られていたわけですがけれども、昨年、今年、大きく減っております。先ほど言いましたような提案で来ていただきたいし、来ていただければありがたいわけですがけれども、やはり多くの方はなかなか来てもらえないというのが実際です。</p> <p>そこで、ホームページを見て理解いただくということが大事になるのではないかと。先ほどもホームページ改善の見直しを行ったということがありましたけれども、さらに進めていく必要があると考えますが、それについてお聞かせをいただきたい。</p> <p>3つ目は、ご存じかと思いますが、城南衛生管理組合のホームページなどは、トップページにキッズページに入れるサイトバナーがあります。クイズで学んだり、イラストや映像を見て考えることもできます。</p> <p>先ほどの答弁の中に、当組合のホームページも改善してそういう部分があるということで、先ほど紹介しました「きづがわ」のパンフレットの一部のページを紹介いただいているわけでありましてけれども、もう少しそのところの充実、すぐに城南衛管と同じようなものになるかどうか分かりませんが、それぞれの衛生管理組合や環境施設組合などがやられておるホームページはたくさんあるかと思いますので、ぜひ工夫を凝らしていただきたいということです。</p> <p>以上、再度お答えいただけたらありがたいです。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>まず1点目、パンフレットにございます可燃ごみの表示、図柄等の工夫についてというご指摘でございましたが、これにつきましては、当然分かりやすく住民の皆様方に理解していただけるような工夫とい</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>うのは必要だというふうには考えております。今はパンフレットにそのような表記しておりますが、これからまたごみの分別等構成市町のほうもいろいろな工夫をなされていて、例えばですが、そういう目視をして確認できるようなパンフレット等も構成市町のほうもいろいろな工夫を重ねられるものと考えております。そういったものとそごが出ないように、同じようなものをしっかり見ていただくような工夫というのは今後とも続けていきたいというふうに考えてございます。</p> <p>それから、見学者に関連して、なかなかこちらへお見えいただけないということもあるので、ホームページの工夫をしてはどうかという内容でございました。あわせまして3点目も、それに加えてキッズページ、この部分についての工夫をというようなご質問であったかと思っております。</p> <p>この2点目、3点目につきましては、ホームページの工夫は当然我々も日々充実していくことに努めていかなければならないと考えております。ただ、なかなかどこがゴールだというのは見定めることも困難かと思っておりますので、それぞれいろいろな様々のご意見を聞く中で充実には努めていきたいと考えておりますし、先ほど管理者のほうからのご答弁ありましたように、まだ、こちらのほうは、見学来ていただいて現実にここで見たものを感じていただくということも大事なかと考えておりますので、併せまして見学の充実、先ほど管理者のご答弁にもありましたように、平日以外の施設開放、こういったものも取り組んでいきたいということで、ただいま取組を進めているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>3回目の質問をいたします。</p> <p>受入れ可能な可燃ごみ、マヨネーズのチューブがある話をしましたけれども、可燃ごみの中には、廃プラスチックごみはここで処理することです。そういう廃プラスチック類の絵があってもええのかなというふうに思います。きれいになれば容器包装ごみでありますので、その点を再度指摘しておきたいと思っております。</p> <p>それから、先ほど参考資料の12を示して少しお聞きしたところですが、その他一般という、いわゆる大人の方々の来場が令和元年は大変多かった、すなわち平成でいう30年、令和元年、この施設がオープンした最初は多かった、けれども令和2年、3年、ここはコロナという影響もあったにしろ、大きく減ったものが続いている。これはどういうふうに分析しておられるのでしょうか。例えばそういうごみ問題を考える団体さんなんかは来ていただいていたとしても、一般の方々はなかなか来てもらえないということなのか、このあたりを最後に聞かせていただきたいと思います。</p>

森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまのご質問、まず1点目、廃プラの表示につきましては、最初のご答弁でも申し上げましたとおり、パンフレットにつきましては、当然、必要部数不足した中では追加購入と、追加の印刷というのもかけておるところでございますので、そのタイミングに合わせまして見直しというのも当然考える中で、より適切な理解いただけるような表示に努めていきたいと考えてございます。</p> <p>2点目の見学につきましては、参考に見ていただいておりますのがこのたびの参考資料でお配りしております参考資料12というページ、これを参考にご紹介いただいておりますが、ここの数字でいきますと、おっしゃるとおり平成30年度、それから令和元年度、ここのその他一般というところの数字が非常に多うございます。これにつきましては、ご理解いただいておりますとおり、大人の方を含む、施設が建って一番新しい時期に、各種団体はかなりこちらのほうへ見学にお見えいただいたところでございます。こういったところを、構成市町でそれぞれお持ちの各種団体、関連も含め、あるいは地域の方も含めということで多くの来場がありました。その後、令和2年から令和4年の間はコロナの影響というのを申し上げておりますが、併せまして、この平成30年、令和元年で、そういった各種団体の方々、一度こちらへご来場いただきますとなかなか毎年来るといような計画を立てられるものでもございませんので、少しそういった部分は間が空くと、いわゆる谷間ができるというのは仕方がないことなのかなと思っております。</p> <p>現状で申し上げますと、この参考資料12におきますと、令和5年度10月末でその他一般78人となっておりますが、この11月にかけても、例えばですが、構成市町のほうの地域の方々の団体、こういった方は当然役員が代わられてそれぞれ対象の方も代わられているというようなこともあって、また繰り返しといいますか、二度目のそういった団体の見学というのも今年度受けているところでございます。こういったことで少し、こういった山、谷というのはできるかもしれませんが、そういった方々のご来場、団体が中心となりますが、ご来場というのはまたこれから数字としては少し増加もしてくるのではないかなというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	いいですか。
宮嶋議員	3回やね。

森田議長	いや、一問一答で30分。
宮嶋議員	私全く、議会運営委員長をさせてもらいながら、一問一答に変えたという話が飛んでいました。すみません。 何分まで私の持ち時間になりますか。
森田議長	30分。
宮嶋議員	いや、時計でいうと。
森田議長	あと12分。
宮嶋議員	はい、分かりました。 さっきのパンフレット、もうちょっと言わせていただきます。実はここに2冊あるんです。2冊ある。中身が違うんです。最初につくったやつと、2回目なんでしょうか、直したやつと。最初につくったやつも、これも木津川市議会でも指摘をさせていただきました。これ何冊今残があって、次変えるとしたらいつ頃のめどになるんですか。
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	事務局長でございます。 パンフレットにつきましては、例えば今年でいきますと小学生の来場が非常に多いということもございまして、残数のほうはしっかりと、すみません、在庫確認の数字までは確認しておりませんが、もう数百程度かと思われますので、今年度もこの部分については増刷をかける予定でございます。その増刷の見込みにつきましては、来年度4年生を迎えられる構成市町の学生数をまず確認をいたしまして、それに余裕分を持ったものについて発注をかけていきたいというふうに考えてございます。 以上でございます。
森田議長	宮嶋議員、どうぞ。
宮嶋議員	それで、先ほども、分別をする際にマークがついていますよね、ここにも紹介されています、プラスチックの場合はリサイクルのプラマ

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>ーク、紙も同じようにこれは紙だということでありませう。またペットボトルはPETということだ三角印の。 そういふものを子供たちが覚えるといふか、学ばうといふことも大事ではないかと。ペットボトルの場合なんかは、キャップを取り除く、ラベルを剥がす、そうしたことをそれぞれ家庭で行ってごみとして出すといふ。だから、そういふことも含めて、分別があるんだといふことも含めて子供たちが学べる仕組み、いかがでせうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 それぞれ今おっしゃっていただいておりますよな啓発、これは、さきにも申し上げましたよに、構成市町と我々と連携して取り組む必要があるといふふうを考えてございます。 我々は、第一義には、ごみの処理、この環境の森センター・きづがわの施設、これのご紹介をするに当たって、どういったごみが入ってくるのかといふ部分で、今言ったよな分別といふところの学習につながってくるものかと考えておりますので、これらにつきましては、構成市町で様々取組をされる分別の啓発、こういふ資料も参考にさせていただきますながら、我々のパンフレットにもできる限りは取り入れていきたいなといふふうには考えております。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>もう一つ、それぞれの構成市町のところで、そうした分別のお願いをしつつごみの組成調査をやっております。木津川市なんかでも、MOTTAINAI 便りで、燃やすごみの中にどんなものが入っていたのかとか、また逆に資源ごみの中に本来入れてはならないよなものが交ざっていただとか。そのことと同時に、それはイコールここへ持ってきたときのものでもあるんでせうけれども、それ自身がもう少し、先ほどクレーンで攪拌する話だとかがありましたけれども、もう少しリアルなものとして子供たちやそして住民が理解する、クレーンで大きなごみを上から落とすといふ、そういふ迫力差だけではなくて、中身の問題としてちょっとそれは紹介できないものなんでせうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>

<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>ごみの組成調査につきましては、今、議員のほうからご質問もありましたとおり、構成市町のほうで適宜行われているものとなっております。</p> <p>我々のほうも、施設としてごみの内容の分析、組成調査というものは独自で行っておりまして年4回行っておりますけれども、こちらの施設につきましてはごみピットに入ったごみを調査するという、当然そういう形になりますので、入れた内容につきましては、事業系のごみ、あるいは公共工事の草等、こういったものも当然多量に含まれます。ですので、構成市町が行っておられる組成調査の結果とは、数値で言いますとかなりちょっと違いのある傾向のものになっておるといところでございます。</p> <p>今ご質問のありました宮嶋議員のご趣旨からいきますと、構成市町のほうで行われている家庭から出るごみの中身がどうかというほうが当然啓発にも強くつながるものかと思っておりますし、そういった部分の発信は、構成市町、いろんな形でされておると同時に、我々も見学ルートにおきまして、この2階のところでも市町の数字、今は木津川市が行われた組成調査の結果をお聞きして、ごみの分別ゲームの横にごみの組成の結果、これを毎年いただいた数値について展示をすることでご理解をいただいている、啓発に努めているといところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>各家庭から出たものはそうなんだけれども、ここで受け入れている中で、先ほど草の話がありましたけれども、事業系の一般廃棄物、これについては事業者さんがどれだけ分別されておるのか私らはちょっと理解できていないんです。これは重さで幾らということでもここへ搬入しているという理解でいいんでしょうか。中身については何らかの機会に事業系一般廃棄物はチェックされているんでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>事業系ごみにつきましては、当然、今おっしゃっていただいたように、ここへ搬入される際に、当然車両で運ばれます、それがパッカー車みたいな形で外から簡単に目視できないものであれば、それを全てその場で展開させて確認をするというようなところまでは当然できてはおりません。</p> <p>ただ、通常の車で来られたり、後ろの荷台が目視できるようなもの</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>は、ここの計量の際、あるいはごみを下ろす前に職員が目視で確認ができますので、そういった部分で、例えばですけれども、不燃物であるとかそういったものが混入していないか、あるいは不適切なものが購入していないか、こういったことは注意して、もしそういうのがあった場合は持ち帰りということで指導することもできます。</p> <p>申しあげました中身の見えないパッカー車でございますとかこういったもので収集されたものは、不定期ではございますが、年数回程度になりますが、展開検査ということで、その車両、ごみピットにごみを導入する前に展開ということで開けさせて、職員が全てごみ袋等を目視で確認をして、不燃物等があった場合は除去して持ち帰っていただくというような作業は、日々の作業の中ではございませんが、不定期に実施をしているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>家庭系可燃ごみについては、構成市町のそれぞれ担当課からもいろんな啓発、また各家庭での努力があるかと思うんですが、事業系一般廃棄物についてそういう努力をいただくのは当然のことなんでしょうけれども、同時にここの事業系一般廃棄物が右肩上がりが増えてきている状況でもあります。だから、ここをどう減らしていくかということも、全体としての受入れごみ量を減らしていく努力に関わる部分かというふうに思うので、ここの事業系の一般廃棄物に対する取組、分別を進めると同時に減量を進めるという点でもう一度お聞かせいただけますか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>事業系ごみ、全て大きくくりで申し上げておりますが、やはり多くを占めますのは公共工事等で発生する草、あるいは枝、そういった草木類、こういったものが多いものを占めていると思っております。これらにつきましては、当然、毎年毎年、気候変動にもよりますかなり数量は変わっておるといのは数字で見とっているところでございます。</p> <p>加えて、季節にもよりますが、雨が降った後、雨季、こういったときに作業をされた場合は、乾燥して当然持込みをお願いしている部分ではございますが、乾燥が不十分であってとか生木の状態であるとか、こういったもので持ち込まれているケースもやはり散見はされております。そこにつきましては、ある程度特定はできますので、当然乾燥の徹底、そういったものをお願いすることで、重量につきましては当然大きく変わってくるものと思っております。</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>その他事業活動に伴って排出されるものについては、それぞれの事業所の事業活動の内容、あるいは状況によって出てくるものも多いのかなど。例えばですが社内で管理されておられる書類類、こういったものを通常古紙として出せずに機密として管理をするために、ここへ焼却で持ち込むというお問合せをいただくこともございます。その場合は当然こちらのほうで処分を行っておりますが、紙類、大量に入りますとこれも相当な重量かかってくるものでございますので、そういった様々なケースがございますので、我々、できるだけ特定できるものにつきましては、啓発をしながらそういった取組に努めていきたいというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>以上で終わります。 質疑の方法を本当に忘れておりまして、大変申し訳ございませんでした。じゃ、これで終わります。</p>
<p>森田議長</p>	<p>以上で宮嶋議員の一般質問を終わります。 続きまして、2番、佐々木雅彦議員、よろしくお願いします。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>それでは質問をさせていただきます。 今回は大きく5点ございます。ほとんど前回までのおさらいのような状況ですので、よろしくお願いします。</p> <p>法令遵守及び組合の組織体制の問題ですが、1としては、法令よりも慣例を優先させるということでは、この間続けてきました、この運営は改まったかどうか。2月の定例会ではそういうふうになっていませんでしたので、方針転換をしたのかどうかを明確にお答えください。</p> <p>2点目は、組織体制の課題整理の結果の問題であります。これも2月の定例会では職員を増員して課題整理をするということをおっしゃっています。その到達点について確認をさせていただきます。</p> <p>3つ目は、情報共有の基準確定に関してであります。これも2月の定例会答弁を踏まえて、整理のための作業は完了したのかどうかを確認させていただきます。</p> <p>4点目は、情報共有・運営基準の明文化の基準であります。これも同じく2月の定例会答弁を踏まえて整理できたのかどうか。特に今回の場合は、次の議題になります決算認定に関して、追加で資料をお願いしたことに関して様々な有益な資料が出てきていますので、その辺の基準について確認をしたのか確認をします。</p> <p>5点目は、議会事務局・監査事務局の条例化であります。これもこ</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>の間の過去2回の本会議答弁においては議会のほうでとかいう答弁で終わっている部分が幾つかあります。また、兼務を前提にという法的解釈がありました。兼務を前提にということは、基本的には、前にも申し上げたように、議長による辞令、事務局員の辞令がなかったら兼務になりませんからね。この辺についての整理がどういうふうにできたのか説明を求めたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>管理者、どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>佐々木議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>まず1点目について、前回ご答弁申し上げましたとおりですが、相楽郡西部塵埃処理組合時代から引き継がれてきた実務等の現状を踏まえ組合運営に関わることは事務局において、また、組合議会に係ることについては議会のご意見を丁寧に承りながら、合理的な運営に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>2点目について、本年度から、これまで木津川市の部長職を兼務していた事務局長を組合の専従とし、総務課に構成市町において管理職級で定年退職を迎えた職員の再任用を行うという人事面の整理を行いました。その上で、事務局長及び総務課職員における事務分掌の見直しを図り、現在職務を遂行しております。まずは本年度において、この体制により、円滑な事務の遂行や事務分掌に支障はないかといった状況を十分に見極めつつ、議会からのご指摘等も踏まえ、次年度以降、適宜、課題整理を進めていきたいと考えております。</p> <p>3点目について、本組合及び組合議会や各種委員会等に関する情報等につきましては、現状、一定の整理はいたしております。</p> <p>4点目について、ホームページに係るものにつきましては、昨年度の更新の際、議会部分の掲載内容等は、議会運営委員会でのご意見等も踏まえ、まずは一定の整理を図らせていただきました。その他の部分につきましては、現時点におきまして、基準の明文化等の整理というのではなく、個別の判断といたしております。</p> <p>最後、5点目について、議会事務局及び監査委員事務局につきましては、当時ご答弁申し上げましたとおり、法令に適した取扱いをしている状況ではないと考えているという状況については変わりはありません。したがって、先ほど2点目のご答弁で申し上げましたとおり、本年度において職員体制を見直し、職務の遂行状況をしっかりと見極めつつ、次年度以降、適宜必要な例規の整備を含め、課題整理を進めていきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>再質ありますか。</p>

森田議長 つづき	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	<p>一応管理者から答弁いただいたんですけども、1点ずついきます。</p> <p>前回の答弁とほぼ一緒なんです。私が問うているのは、例規にあるにもかかわらず例規のとおり執行せず、今答弁あったように、前の管理者もそうですけれども、従来の慣例に従って事務をやるという答弁をしているんです。これは公務員にあるまじき行為です。もし慣例のほうを採用したいのであれば、それは例規の改定を申し出るべきなんです。そっちのほうがいいのであれば。要するに実際の運用のほうに合理的でいいのであれば、それに反する条例や規則等を現実に合わせてくれという措置をするのが当たり前なんです。当然なんです。なぜそれをせずに同じ答弁を繰り返すのか、その真意をお伺いします。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。ただいまのご質問にご答弁させていただきます。</p> <p>ただいま管理者からもご答弁ございましたが、これまで議会のほうから、というか一般質問等を通して、様々なご意見、お伺いしているところでございます。それに対しましてはこれまで、今の木津川市精華町環境施設組合は、前身の相楽郡西部塵埃処理組合、ここから引き継いで施設が変わったところでありますが、運営自体は引き継いで行っているというところは、これまでから重要視といいますか、そういった運営をしてきたところでございます。その運営上、特段大きな課題等、運営上課題等の起きていない部分につきましては、それまで実務面として問題なく執り行ってきたものという考えもございまして、こういったものを慣例という言葉でおっしゃっていただいておりますが、引き継いできたものというふうなことで、これは大事にさせていただいているところでございます。</p> <p>ほか、法令等の関係でかなりいろいろなご指摘をいただいておりますので、見直すべき点につきましては見直していかなければならないということで少し前向いたところでもございますが、まだ現状、その当時とは変わりはありませんので、同じようなご答弁ということでさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	佐々木議員、どうぞ。

佐々木議員	じゃ個別例はちょっと横に置いておいて、一般原則として、法治国家として法令に従わないことをやることは合法なんですか。
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>この部分につきましては、先ほどの管理者のご答弁にもございましたとおり、以前の内容におきまして、言葉といたしましては法令に適した取扱いをしている状況ではないと考えているということでご答弁を申し上げたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	<p>だからそれはそこまで確認しているんですよ。つまり法令にのっとった対応をしていないという認識を持ちながら、持ちながら、法令のほうも変えようとしなない。</p> <p>私が申し上げているのは、法令、例規が絶対と言っているわけじゃないんですよ、必要に応じて例規は変更したらいいのであって。それが今の運営上、この例規を守ることのほうが例えば不合理だという事実があるんだったら、それは例規のほうを変えるということはありませんよ。そんなことは否定しません。けども、現実ある法令についてそれを守らないこと自身は、法治国家、特に公務を担当する者としてはあってはならない話ですよ。だから幾つか具体的に指摘をさせてもらっているわけですが、この間。幾つかおかしいよということは指摘をさせてもらっているわけですから、少なくとも指摘をさせてもらった事項については、じゃいつまでに結論を出すんでしょうか。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>今おっしゃっていただきましたように、これまで幾つかのご指摘、ご意見等も含めあったかというふうには認識はいたしております。それら全てにつきましていつまでにとというご質問につきましては、いつまでにとというふうには今ここでご答弁申し上げることはできない状況でございます。</p> <p>ただ、その中におきましても、今回のご質問の項目の中にもございますが、例えば議会事務局・監査事務局の関係、こういったご指摘につきましては、さきにご答弁申し上げましたとおり、人員の体制の見</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>直しによって検証しながら、適正なといいますか、ご指摘の趣旨をしっかりと踏まえた上で、これらの内容につきましては必要な例規整備がございましたらそれらもしっかりと取り組んでまいりたいと。ただ、今はまだ検証時期でございますので、本日この場ではまだ、結果あるいはいつまでにやるという明確なご答弁はできないというところでございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>では、いつまでにやるかということをご答弁できない一番のネックは何ですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 これまでのご意見、様々あったと思いますが、具体的に私先ほど申し上げましたのは、今回のご質問の項目の一つでもあった議会事務局・監査事務局の件を取り上げて申し上げておりますが、これにつきましては、現在、今年度において人員体制の見直しを図って検証を行っているというところでございますので、先ほどのご答弁でも、本年度において体制を見直し、それを見極めつつ、次年度以降、適宜行っていくというご答弁を申し上げたところでございます。 その他の内容につきましては、まだ現時点ではそういったどういう方針でやっていくかということが、課題整理、検討中でございますので、お示しができないというところでございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ちょっと答弁になっていないですけども。課題が複数ある場合というのは、もちろんそれが一挙に解決できれば一番いいかもしれないけれども、別に一遍にやる必要はないわけです。複数あった場合。やりやすいところから順に手をつければいいわけですよ。それが世間の常識ですよ。簡単にできるものと、ちょっと検討とか、場合によっては予算措置が要するようなもの、ハードルがちょっと高いものってあるわけですから、ハードルの高いものの日程に合わせる必要はどこにもないです。ハードル低いものから順次やっていけばいいんですよ。それすら、2月ですよ、前回の質問、今は11月ですよ、1年近</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>く経過しているのにその方向性さえ出てこない。また、どれをどういう優先順位でやるかも出てこないということなんですよね。</p> <p>前回の答弁では、当時の局長さんが慣例だと、引継ぎ事項は口頭で聞いているけれども証拠はない、つまり当組合の運営は引き継いでやるという答弁が今回もあったにもかかわらず、何をどう引き継いだのかという証拠はないと言っているんですよ。答弁しているんです。これこそ何の根拠にも基づかない運営になるじゃないですか、下手すれば。2月の答弁では、要するに証拠ありますかと聞いたらないとおっしゃったんです。つまり歴代の管理者、もしくは局長級のレベルの方が、順次口頭で引き継いでいると理解できる答弁をされているんです。これ一般社会としたらあり得ないですよ。口頭だけで引き継ぐ。引き継がれた中身の証拠はない。これ、別にここに限らず一般企業でも通用する話ではないですよ。</p> <p>ちょっと管理者にお聞きしますけれども、管理者として、市長でもあるわけですからけれども、こういう状況を放置できるんですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>管理者、どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>私も4月からになりますので。ただ、過去の議事録も拝見をさせていただいた中であります。</p> <p>先ほどありましたように、引継ぎについては口頭でというようなやり取りもあったということも承知をしておりますが、それは一部のやり取りもあった中で、それを踏まえた上で最終的には、これは課題も複数という部分では、例えば会議規則の部分、今質問はいただいているんですけども、例えば議事録の云々という話もあったかと思えます。そういった会議規則につきましては、一般的に地方自治法におきましても、議会運営の公正と効率性を確保するために、議会内部の自律規定であるということでは承知しておりますので、そのやり取りの中で、最終、前回事務局長が答弁させていただいたとおり、議会の中で一定整理をしていただきたいという部分も答弁をさせていただいたということでは承知をしております。</p> <p>また、今もう既にやり取りが、2問目、5問目の質問のやり取りにもなっているかと思うんですが、そういう組織の部分につきましては前回と比べましてしっかりと反映をさせてもらっていると、次を見越して今検討して動いているということをお答弁させていただいているところであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>

佐々木議員

今るる管理者から答弁があったわけではありますが、私、全く何も進んでいないと言っているわけじゃなくて、確かに、職員を補強というか、増員、増強してもらった関係での多少の前進というのは、それはあるとは思っているんですよ。

ただ、これだけ長期にわたって以前から指摘をしているのに事態が動かない。ほとんど動かないというのはほかの組織でも見たことないんです、それは。

しかも管理者からの第1答弁では、基本的に次年度以降という答弁なんですよ。つまり今年度はもうやらないということを今の11月段階で宣言しちゃっているんですよ。それが信じられないんですよ。できるものは今年度中にやります、でもできないものは次年度以降も継続してやりますという答弁なら分かりますよ。それが当たり前なんです、努力する方向としては。

でも、第1答弁聞いている範囲では、全て次年度以降、あと12、1、2、3。4か月残っているのに4か月は何もしませんよに等しいんですよ。だから基本姿勢を問うているわけです。本気でやるんだったらあと4か月間でできるところはやりましょうという話になるじゃないですか。しかも2月に次の第1回定例会があるわけだから。先ほどそれは議会の自律事項というふうな答弁が前回もあったし今もありましたけれども、議員がおっしゃっているのであればそれは私ら受け止めますけれども、通常の市町の議会では議会事務局があるわけです。議会事務局が、様々な意見が出たので、議会に関わる例規に関してはそこで事務的に整理をして、議会または議員に対して、場合によっては事務局案、こういうふうに規則を改定したらどうですかとか、そういう実務を、公務員として、議会をサポートする事務局としてやった上で、議員と一緒に考えるというのが通常の市町の議会事務局の仕事ですよ。

今、議会事務局、ここないんですよね。ないから、そしたらその仕事はしないという話になっちゃうんです。つまり事務局を置かない、議会をサポートする事務は一切やらない、問題は議員だけに投げ返すというのがこの間の議論なんですよ。

もし議会事務局的功能を、この間、兼務と、兼職とおっしゃっているんだから、兼務していますとおっしゃっているんだったら、じゃ今は身分上は議長からの任命出ていないから、辞令出ていないから、管理者の管理下の職員であるかもしれないけれども、この間の議論では議会事務局的功能を兼務していますと答弁しているんですよ。だとしたら、兼務しているんだったら、議会事務局的功能を果たすという責任を果たそうと思ったら、今の答弁じゃなしに、こういう問題があってこういう改定をするのが望ましいし、ほかの議会ではこんなことやっていますよということを事務的に整理して、議会に対して、議員に対して提示するというのも必要になってくるはずですよ。それは今回も前回も答弁で放棄されています。全て議員側に責任を押し付けているんですよ。

いや、そこまでおっしゃるんだったら、議員提案という方法がある

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>からやりますが、もうそこまでおっしゃるならやりますが、議会内をコンセンサスを取りながら運営しようと思えば、それはやっぱり通常の、何回も言いますが、通常の市議会、町議会では事務局が中に入って実務的フォローをしているんですよね。</p> <p>確認します。そういった今回、前回の答弁で、それは議会のことですよというふうにおっしゃった事項については、全く事務的にフォローする気はないという理解でよろしいですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。ただいまのご質問にご答弁させていただきます。</p> <p>まず、1点目にございました、全ての今までの課題点と申しますか、ご意見のあった部分について、答弁が全て次年度以降になると、今年度はその職務をしないというようなご指摘、ご趣旨の発言であったかと思っております。</p> <p>これにつきましては、改めて第1答弁で管理者のほうで申し上げました部分につきましては、あくまでも今回のご質問にある5点目、議会事務局・監査事務局の条例化の部分、これに対しましてのご答弁で発言させていただいたものかなと思っております。この内容につきましては、おっしゃっていただきましたように、今年度、人員の体制のほうを少し見直して検証しているという段階でございます。ですので、その事務分掌の見直しをして、今、その事務で今後長期にわたりうまく回るのかというのを当然1年かけて検証する必要もあるという観点がございますので、この部分につきましては、次年度以降、適宜必要な例規整備も含め課題整理を進めていきたいというご答弁をさせていただいたというふうにご理解をいただければと思います。</p> <p>その他の部分につきましても、検討を全くしていないわけではなくて、今はまだ検討段階であり、方針等を明確にお示しできる段階ではないということ、全く何もしていないということではないというふうにご理解をいただければと思います。</p> <p>もう一つ、事務局の件に関しましては、今回のご質問にありますとおり、明確な位置づけ、あるいは議長からの任命、そういったものにつきましては今受けている状態ではございません。これまでのご答弁で申し上げますと、兼務を前提に議会事務についてもこちらのほうは執り行わせていただいておりますというご答弁をさせていただきました。それが適法なのかどうかという部分が今ご議論に上がっている部分かとは思いますが、我々としたしましては、この議会のほう、本会議、あるいは今回、議会運営委員会も設置いただきまして議会運営委員会も執り行っておりますので、そういった本会議あるいは委員会、これらが円滑に進むような事務的なお手伝い、これにつきましては兼務を前提に行っているというご答弁の下、我々としてもそれら</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>の書類の整理、そういったものについては適宜こちらのほうも実務として行わせていただいているというふうに考えているところでございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ちょっと事実と反する答弁があったので確認させていただきます。 今の答弁では、要するに5点目の質問にのみ次年度という話だったという答弁だったわけですが、管理者の答弁ではそれ以外も次年度と言っていますよね。それは取り消されるのでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 ご答弁の、すみません、趣旨が誤解を生んでいたら申し訳ないんですが、第1答弁でご答弁申し上げました部分につきましては、5点目の議会事務局・監査事務局の条例化の部分についてご答弁をさせていただきました。 それ以降につきましては、先ほど私が申し上げましたとおり、検討は当然行っておると。ただ、今現時点では方針決定には至っていない状況で、それを2月まで何もしないのかという部分につきましては、今の見通しではなかなか現時点で決定が、いつまでにやるかという部分が明確にお示しできないということもございますので、それらも包含して次年度以降という表現をさせていただいたものということでございますので、当然まとまるものがあればそのとき適宜適当な時期にやるべきものと考えてございますが、今、次年度以降というふうにご答弁申し上げておりますのは、具体的に今回ご質問いただきました議会事務局・監査事務局の件をはじめとして今お示しできる明確なものは、これにつきましては次年度以降ということがございますので、そういった中でのご答弁というふうにご理解をいただきたいと思いません。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ちょっと2つですが、1つは、今、局長がおっしゃったように、この間の議会運営委員会とかの準備だったり、またまた論点の整理だとかというのは、事実として事務局はサポートしてくれているんです</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>よ、議会の運営に関して。つまり一般的にいう議会事務局的機能を果たしてもらっているわけですよ。そのことは認めるし、評価はしているんですけども、なのになぜ一般質問に関する事項については、いや、それは議会のことだという答弁が今回も前回もあったわけですよ。</p> <p>この議会の場で明らかに問題となって、私の質問に対して要するに執行側もそういう問題ありますねと一定認められているでしょう。要するに例規と実態が違うという、ずれがあるということは認められているんですよ。だったらそのずれに関してどういうふうに整理しましょうかというのを実務的にサポートしてくれてもいいじゃないですか。けども、前回も今回も、また今の管理者の答弁も、それは議会のことってほうるんですよ。そうなったら急に。という点が非常に不可解であります。</p> <p>もう一個は、私の記憶間違いだといいいただけけれども、明確に今答弁ありましたけれども、第1答弁で管理者は第5項目以外のところで次年度以降という発言をされているんですよ。今日の定例会は本日が会期だから、閉会までに、もし取り消されるんだったら閉会前に取消し手続を取らないと確定します、記録が。後日この会議の記録を見せてもらった上で慎重に判断をさせていただきますが、もしそういうことが起こればこれは答弁が食い違うことを放置することになりますから、それは今後記録見た上で対応はさせていただきますけれども、問題になる可能性があるということになります。要するに管理者と局長の答弁が食い違って、そこが。事実は分からないのでこれ以上そこは言いませんが、もしあるんだったら今会議中に必要な手続をしてください。</p> <p>何遍もおっしゃるけれども、さっき申し上げたように、できることはやりましょうよ、それは。そうじゃないと何も進みませんよ。延々とこの話をしなあかん話になっちゃうので、できることから必要な条例改正とか、または運用上の見直しだとかいうのが要るんだったらやってみましょうよ。そのために必要な、今日やったら対応させていただきますので、次は2月にあるわけですから、ぜひともできる話は2月で具体化するように求められていますけれども、その点どうでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>まず1つ目、こちらの答弁の中で、すみません、言葉がちょっとしつかりと理解できませんでした、丸投げといいますか、議会のほうへ全てお願いをしているというようなご発言があったというような趣旨のご指摘があったかと思いますが、それは決して、すみません、誤解</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>があればということであればしっかりと答弁をさせていただきたいと思いますが、決してそういう意味ではなくて、議会のほうに係る部分については当然議会でご議論をいただいてご理解をいただいて進める必要があるということですので、一方的にこちら事務方のほうで進められるものではないので、議会のほうともしっかりと話をさせていただきながらという趣旨を踏まえてのご答弁をさせていただいているというふうに私ども考えてございますので、その部分については、もし誤解がありましたら、そういうふうなご理解をいただきたいと思います。</p> <p>あともう一点、次年度以降という部分につきまして今ご指摘をいただいておりますが、これもおっしゃっていただいたように記録をきっちりで見ないとということではございますが、私ども、今手元で把握しております中では、第1答弁において、まずは2点目の組織体制の課題整理の結果を問うという部分のご質問に対しまして、ご答弁の中で、まずは本年度においてこの体制によりというような形で、次年度以降、適宜課題整理を進めていきたいと考えておりますというご答弁を申し上げます。</p> <p>この2点目のご質問につきましては、大きな趣旨といたしまして私ども理解しておりますのは、5点目、議会事務局・監査事務局の条例化を問うという部分と当然関連するものというふうに考えておりますので、今回の職員増員に係りましてはこれをまず解消するために1つ検証をするということで、その目的を持って整理をしたものでもございますので、この2つの質問に対しましては、次年度以降、適宜課題整理を進めていきたいと考えておりますというふうにご答弁を申し上げているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>以上で佐々木議員の一般質問を終わります。 ただいまから10時50分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:37)</p> <p style="text-align: center;">《休憩》</p> <p style="text-align: right;">(10:50)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開催いたします。 次に、日程第4、認定第1号「令和4年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>認定第1号、令和4年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明をさせていただきます。 まず、歳入の総額につきましては7億2,289万5,613円で、前年度より35.99%の増加となりました。</p>

<p>谷口管理者 つづき</p>	<p>また、歳出の総額につきましては7億1,586万99円で、前年度より36.39%の増加となりました。</p> <p>結果、歳入歳出の差引き残額は703万5,514円の黒字決算となり、このうち400万円を財政調整基金に繰り入れ、残り303万5,514円を令和5年度に繰り越すことにいたしました。</p> <p>以上が決算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>なお、詳細につきましては事務局長から説明をさせていただきます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>それでは、認定第1号につきまして補足説明のほうをさせていただきます。</p> <p>まず初めに、決算書によりまして令和4年度の決算の概要をご説明させていただきます。</p> <p>決算書の1ページから4ページまで、歳入歳出それぞれ款項別の内訳を記載いたしております。</p> <p>記載のとおり、令和4年度の決算の総額につきましては、歳入の合計が7億2,289万5,613円に対しまして、歳出の合計が7億1,586万99円となり、歳入歳出の差引き額が703万5,514円となりました。このうち、地方自治法第233条の2の規定に基づきまして、財政調整基金に400万円を繰り入れることといたしました。</p> <p>以上が決算の総額の概要でございます。</p> <p>次に、決算の内容につきまして、成果の説明書によりましてご説明をさせていただきます。</p> <p>成果の説明書の2ページの中ほど、第2表をご覧いただきたいと思います。</p> <p>歳入の概要についてご説明をいたします。</p> <p>歳入合計は7億2,289万5,613円で、主なものは分担金及び負担金並びに使用料及び手数料でございます。分担金及び負担金につきましては、歳入総額の68%に当たる4億9,562万6,196円で、瑕疵担保期間終了に伴う通年の維持管理費用の増加や打越台環境センター解体撤去に係る財源として、令和元年度に借り入れた組合債の元金償還開始などによる分担金の増加によりまして、昨年度と比較いたしまして60.7%、1億8,719万7,669円の増となりました。</p> <p>また、使用料及び手数料につきましては、歳入総額の26.3%に当たる1億9,043万9,189円で、事業系一般廃棄物の増加などによりまして、昨年度と比較をいたしまして2.1%、396万2,516円の増となりました。</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>続きまして、3ページの中ほど、第3表をご覧ください。 歳出の概要についてご説明をいたします。</p> <p>歳出合計は7億1,586万99円で、区分別の構成比は昨年度とほぼ同じ傾向でございますが、公債費につきましては令和元年度に借り入れた組合債の元金償還開始によりまして、昨年度と比較をし、2,262.7%、1,597万7,733円の増となりました。</p> <p>続きまして、主要な事業の概要についてご説明をいたします。</p> <p>8ページの上段、事務局運営事務事業費でございます。事務室のネットワーク等を構築するため、正副2台設置しているサーバー機器や事務用パソコンの更新などを行い、昨年度と比較をし、1,756万5,292円の増となりました。</p> <p>下段の環境監視委員会運営事業費につきましては、年3回の委員会を開催いただき、報酬及び費用弁償として18万4,940円を支出いたしました。</p> <p>9ページの上段、基金利子積立事業費につきましては、表中のとおり、それぞれの運用益を各基金に積み立てるとともに、下段の環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立事業費につきましては、余剰電力売電料の全額と処理手数料の一部を合わせ4,937万4,082円の積立てをいたしました。</p> <p>少し飛びまして11ページの上段、清掃総務事務事業費でございます。令和3年度における懲戒免職による職員1名の減及び職員1名の定年退職後の再任用に伴う人件費の減などにより、昨年度と比較をし、1,259万6,631円の減となりました。</p> <p>下段のごみ焼却処理事業費につきましては、価格高騰に伴う消耗品費や燃料費の増及び通年の維持管理業務委託費などにより、昨年度と比較をし、1億6,977万398円の増となりました。</p> <p>12ページの上段、ごみ焼却外処理負担事業費につきましては、フェニックス建設事業、廃乾電池処分、小動物死体処理、伊賀市への環境保全負担金などございまして、実績等に基づき1,105万2,116円を支出いたしました。</p> <p>下段及び13ページの組合債の元金及び利子償還事業費につきましては、令和元年度及び2年度にそれぞれ借り入れた打越台環境センター施設撤去事業債に係るものでございまして、令和元年度に借り入れた1億2,670万円に係る元金償還の開始に伴い、1,583万7,500円の皆増となりました。</p> <p>以上、認定第1号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>続きまして、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。 谷川監査委員、報告を求めます。</p>
<p>谷川監査委員</p>	<p>監査委員の谷川でございます。</p>

谷川監査委員
つづき

令和5年10月24日に管理者に提出いたしました令和4年度の木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査結果につきまして、お手元の審査意見書により述べさせていただきます。

なお、本意見は、西井代表監査委員との合議によるものでございます。

それでは、意見書の1ページをご覧ください。

審査の対象は、令和4年度本組合一般会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書で、令和5年10月17日に環境の森センター・きづがわにて審査を実施いたしました。

審査の方法は、管理者から送付を受けました一般会計の歳入歳出決算書等が、関係法令等に準拠して調製され、これらに記載された計数の正確性及び予算執行が適正かつ効果的に行われているかということを確認するため、各関係帳簿、証拠書類と照合を行い、関係職員から説明聴取を行うなどして慎重に審査をいたしました。

結果、審査に付された会計の歳入歳出決算書等は、関係法令等に準拠して調製されており、審査した範囲においては、その計数は関係帳簿等と照合した結果、適正に表示、処理されていると認められ、予算の執行についても総括的には適正に執行されていると認められました。

また、基金は、設置目的に沿って適正に運用されていると認められました。

審査の結果につきましては、意見書2ページから11ページの上段にかけて記載をしております。

業務の状況につきましては、供用開始後5年が経過する中、計画的で適切な運転や維持管理を行うことで特段の支障等もなく稼働されており、令和4年度のごみの受入れ量は前年度と比較して約0.1%減の2万3,748トンでした。引き続き、安全かつ安定した運転や維持管理に向け、適切かつ定期的な点検や整備に努められるよう求めます。

決算状況につきましては、令和4年度から通年の維持管理費用が必要となったことなどから、歳入決算額は7億2,289万5,613円で、前年度と比較しますと36%の増、歳出決算額は7億1,586万99円で、前年度と比較しますと36.4%の増となっており、形式収支額及び実質収支額はいずれも703万5,514円の黒字となっています。

なお、歳入、歳出の状況、ごみ処理の原価計算及び発電・受電状況、財産に関する調書につきましては、3ページから11ページ上段にかけて記載しておりますが、先ほど事務局から説明もありましたので説明を省略させていただきます。

今回の決算審査全体のまとめにつきましては、11ページ中ほどから13ページにかけて「むすび」として記載しておりますので、その要点についてご説明いたします。

谷川監査委員
つづき

1点目、歳入・歳出についてでございます。

手数料収入につきましては、草など事業系一般廃棄物が増加したことから、前年度に比べ396万円増加いたしました。

新型コロナウイルス感染の拡大による影響とも考えられるごみの搬入量の変動につきましては一定平準化してきたものの、推察されますのは令和4年度の搬入量はコロナ禍前の令和元年よりも増加しています。

手数料収入の増加は財政上は有利に働くものの、一般的な受入れ量の増減などは焼却処理への影響も懸念されることから、これからの傾向等について引き続き注視し、日々の運転管理に努めていただくよう指摘いたしました。

余剰電力の売電収入につきましては、前年度に比べ14万円の増加であり、例年同様、夏場を中心とした効率的な発電に努めたことを評価する一方で、受電量が増加したことにより光熱水費が前年度に比べ402万円増加したことから、業務全般の節電対策に努めていただくよう指摘いたしました。

また、社会情勢の変化に伴う消耗品や燃料費の価格高騰といった影響も見受けられることから、これらの動向も注視しつつ、安全かつ効率的な運転管理に努めていただくよう指摘いたしました。

2点目としまして、環境の森センター・きづがわの運転・維持管理についてでございます。

環境の森センター・きづがわの運転管理につきましては、夜間・休日の運転、設備の点検に関する業務を民間事業者へ委託していることから、当該民間事業者との連携・情報共有は欠かせないものとして、引き続き日々の引継ぎや定期的な会議などによる情報共有を図り、迅速かつ適切な運転管理を継続するよう指摘いたしました。

3点目につきましては、各種基金の運用についてでございます。

令和4年度末における4種の基金につきましては、分散管理などによるリスクマネジメントは有効的なものと認められますが、一方では、確実かつ効率的な運用という観点から、金融機関による利率の差なども鑑み、運用益の確保にも努めるよう指摘いたしました。

4点目は、各種基金の活用についてでございます。

打越台環境センターの撤去整備に関する基金につきましては、施設の解体・撤去工事に係る組合債の元金償還が令和4年度及び令和5年度から開始となります。

また、環境の森センター・きづがわ維持管理基金につきましては、引き続き安全かつ安定した稼働を継続するために、計画的で適切な設備等の修繕、更新が求められるところです。

今後、これらの費用負担の発生により、組合構成市町の分担金負担が大きく増加する際は、各種基金の効率的な活用により年度内の負担の平準化を図るなど、適切に対処するよう指摘いたしました。

最後に、業務上の横領に係る損害賠償請求の状況でございます。

平成22年8月に判明した嘱託職員による処理手数料を着服した事案につきましては、被害額と遅延損害額を合わせた損害賠償額の総額

<p>谷川監査委員 つづき</p>	<p>は、令和4年度末時点で1,420万7,044円となっています。本人の収入や年齢などから損害賠償金の完済を見込むことが困難な状況であることには変わりございませんが、引き続き損害賠償額の徴収と滞納整理に努めるよう指摘いたしました。</p> <p>以上で、令和4年度本組合の一般会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査結果の報告を終わります。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより質疑を行います。</p> <p>質疑につきましては歳入、歳出ごとに行います。</p> <p>まず、歳出、11から20ページですが、歳出から行いますので、議案書または資料の何ページかをお示しいただいた上でお願いいたします。</p> <p>それでは、歳出について質問ございますか。</p> <p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。</p> <p>成果の報告書10ページにあります監査委員運営事業費2万2,044円について聞きます。</p> <p>監査いただいているのが例月出納検査3回と決算審査1日で延べ4日ですけれども、実質3日でしょうか。しかし、監査委員の報酬は年額ですから何日来ていただいても変わらないのですが、年額で規定している報酬額、議会選出の方が年額9,600円、識見の代表監査委員が年額1万2,000円、低過ぎるのではないかと考えます。引き上げるべきではないでしょうか。</p> <p>2つ目は、成果の報告書11ページ、ごみ焼却処理事業費のうち需用費にあります燃料費、決算額192万600円についてであります。これについては、当初予算で414万7,000円を見込んでいたわけですが、専決処分された1号補正で減額をされ、決算額がこういうふうになりまして。例年、燃料費、予算額としては多く見込んでいますが、決算段階では減額をされております。ただ、令和2年、3年、4年と年を追うごとに決算額が増えてきています。1つには、円安による原油高騰等も考えられるのかも分かりませんが、先ほどの一般質問でも少し指摘をしましたが、可燃ごみの中身と、それから事業系の一般ごみ、先ほどありました草木類が多いということがありました。それらが燃えていって運転が進むという状況になるまでの状況の中で、使用量が当初思っていたよりも少なくて済んだのか。それはごみの質によるとは思うんですけども。そのあたりを少し聞かせていただきたいと思います。2つお願いします。</p>

森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。ただいまの2点のご質問でございます。</p> <p>1点目、まず監査委員の報酬の件でございます。金額が安過ぎるのではないかというご意見ではございます。これにつきましては、今、全国的にといいますか、構成市町のほうでもいろんな議論がなされて、ここ何年かの間でいろんな動きを見せているというような情報はお聞きいたしております。ただ、私どもにつきましては、現状、これまでの監査委員のご活動の中では大きな動きもなかったということと、あと、今この費用の中で、監査委員のほう、ご理解をいただいております。ただ、私どもにつきましては、現状、これまでもお引き受けいただいているということもございますので、現状では見直しは当然しておりません。</p> <p>ただ、今後のいろいろな動きを見ながら検討する内容の一つではあるのではないかと考えてはございますが、今は具体的な何か案を持って動いているわけではございません。</p> <p>2点目の燃料費の件でございますが、この分につきましては、まず、この施設につきましては24時間連続運転をいたしておりますので、24時間安定して焼却をしている間につきましては、そういった灯油は主に助燃、あるいは炉を止めた後の立ち上げ、温度を上げるために利用するというのが一番大きな使用の目的でございます。ですので、24時間安定して燃やし続けることができれば、灯油をもって再燃あるいは助燃をするというような必要はまずございません。</p> <p>ただし、ここは、定期点検、年間を通して両方2炉、あるいは1炉というのを定期的に入れておりますが、当然起ち下げ後の立ち上げ時の助燃、先ほどご質問にもございましたようにごみの質、あるいは一般的に草、しかもぬれた草、こういったものが例えばまとまって入ってしまいますと炉室の温度のほうは急激に下がったりすることがございます。そういった場合は、焼却自体は時間をかけて焼却することで問題ないんですが、排ガス等への影響が懸念されますので、そういった場合、温度管理をするために助燃をするということがございます。こちらにつきましても、そういった状況がある程度一定見越した中で予算のほうはお願いをしておりますが、令和4年度に関してはそういったイレギュラーな事象、あるいは必要以上の対応、そういったものが起こらなかったことで予算額よりは少なくなっていると。当初見込んでいる内容からいたしますと、そういった状況がいつ起こるか分かりませんので、助燃をするタイミングというのはいつかはあるだろうというような見込みをしておりますが、おおむねその範囲の中で、多い少ないというよりも、その範囲の中で行えていると。予算のほうは、イレギュラー分を止めることのないように、予算不足によって止めることがないように、少し余裕を持ったものを計上して、最終的に補正予算で減額をするという対応を行っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

森田議長	宮嶋議員、どうぞ。
宮嶋議員	<p>1点目の監査委員の報酬についてであります。実はこれ、月曜日の相楽中部消防組合議会でも指摘をさせていただいたんですが、中部消防の管理者や副管理者など、非常勤の報酬についての規定が環境施設組合と全く同額であるのと同時に、年額、日額の支払いについてのものも同じ規定になっております。結果として、公平委員さんなんかは年に1回だけの開催ということで終わっているわけですが、監査委員の方については、先ほどありましたように月例出納だとか決算審査だとか、複数回の出席をいただくこととなっておりますので、これについてはやはり、当組合だけではなくて、関連するといいますか、木津川市なんか構成している組合、ほかにもありますので、少し管理者のほうでぜひ見直しすべきなのかどうかも含めて検討をいただきたいなと思っております。管理者からご答弁いただければ幸いです。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまのご質問について、今現状でそういった明確な課題を持って、近隣の関連する一部事務組合等も含めて情報収集、あるいはそういった全体整理を具体的に行ったということは今ございません。ただ、今後全然全くやらないのかということではございませんし、このたび、先ほど具体例でありました消防組合のほうでもご指摘をされたということでもございますので、そういった部分については、近隣、できるだけ均衡といいますか、あまり凸凹とならないような形の調整というのは事前に必要かなとも考えますので、そういったものについては引き続き考えて検討を進めていくことも必要かというふうには考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	ほかございませんでしょうか。佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	<p>お願いします。今回、通常ある監査委員さんへの質疑がなかったので、この際一緒をお願いしたいと思います。監査委員報告に対する質疑の1点目は、2か所出てくるんですけども、平準化という言葉が出てくるんですけども、これの、ここに書かれている平準化の意味の解釈ですけども、お願いをしたい。ちょっと理解ができないのでお願いをいたします。</p> <p>2点目は、先ほどありましたけれども、基金運用の件で、リスクマ</p>

佐々木議員
つづき

ネジメントと運用益の確保という相反するような課題があるんですけども、これの考え方についてお示しを願いたいと思います。

3点目は、これ事務局でもいいんですけども、監査委員報告の中では光熱水費が約400万円増えているということが指摘をされています。これは昨年度の決算なんでさほど影響はなかったのかもしれませんが、昨今では、報告書の中には、受電量、つまり電気を買った量が増えているということが指摘されているんですけども、昨今の社会情勢からいうと電気代の単価自身が上がっているわけですよ。要するに単価増という影響はほぼなくて純粋に受電量の増加という理解をすればいいのかどうかというのが3点目であります。

歳出に関する点ですけども、今回、さっきも一般質問で申しあげましたように、補足資料というか追加資料をいただいて非常に参考になりました。幾つか確認をさせていただきます。それも含めて。

まず1点目は、参考資料にある管理者会、2回開かれていますけれども、この2回とも、つまり定例会に対応する直前、議会の対応どうするかということがメインの課題、議題になっているんですが、それ以外に管理者会を開く必要はなかったのかどうかという点なんですよ。議会对応だけに集まっているように見えてしまいますが、それで十分だったのかどうかという点が1点目です。

2点目は、同じく管理者会の資料の中に、今は直っていますけれども、ここの施設に上がってくるあの道路沿いの入り口にある掲示板がありますよね、これが、今日の資料を見せてもらっている範囲では、落雷が原因で壊れちゃったと。基盤が損傷しちゃったので基盤を調達しようと思ったけれども、昨今の半導体の不足の影響を受けて対応が遅くなったと読める記載があります。この原因と対策ですよ、これの、これをどうしようとされているのかが2点目であります。

3点目に関しては、家庭系のごみの関係ですが、あ、これいいです、3点目は結構です。

4点目に関しては、資料の、意見がないんですね、正副管理者の、管理者会開いているんですけども、管理者、副管理者がどういうことを言ったのかというのが記載されていないんです。可能性としては事務局の説明を聞いた状態でずっと黙っていたということは考えられないことないけれども、普通そんなことはあり得ないと思うので、なぜ管理者の意見の記載がほぼないのかというのについて、あったらどういった意見があったのかについて確認をします。

4点目に関しては、例月検査の関係で、報告書の中で、6月25日の例月検査の報告書の中では、奈良市の話が出てくるんですが、これは一体何を意味するんでしょうか。

5点目は、同じく10月17日の例月検査の中で京都銀行の当座預金口座の件が言われています。答弁では一時的な利用をしていると、当座預金をね、というふうに書かれているんですけども、一時的とは一体どんな利用を当座預金でする必要があるのかどうかというのが5点目であります。

6点目は、同じく2月17日の例月検査の中で、ここでも残高ゼロ

佐々木議員
つづき

の普通預金口座が存在するという指摘がされています。残高ゼロの口座があるんだったら特に、ほっとくというか、必要ないわけであって、特に当面運用する必要がないんだったらそれこそ解約をすればいい話ですが、なぜこういう状況が発生をしているのかが6点目です。

7点目は、定期監査に関することなんですけれども、10月17日に例月検査と同時に定期監査をやったというふうな資料になっているんだけれども、ただ、定期監査と例月検査の報告書はまるっきり同じものですよ。同じものだったら一体どっちの報告書なのかとなるわけなんだけれども、ですけれども、例月出納検査と定期監査、もしくはいわゆる例規上でいう行政監査というのは意味が全然違いますよね、目的が。意味が違うのになぜ同じ報告書が出てくるのかという点は非常に疑問ですので、この点はどうなんでしょうか。

8点目に関しては、これは半分要望的なものになるんですけれども、今回追加資料を出してもらったのは非常によかった、一歩前進だとは思っていますが、22日に頂いて今日29日ということで、なかなか中身を精査する時間的余裕はありませんでした。もうちょっとタイムリーに情報共有すべきではないかと思いますが、その点の基本姿勢を聞きたいと思います。

9点目は、14ページにある補足資料9ですね、9ページにある基金運用の件です。先ほど監査委員さんにもお伺いをしましたが、この補足資料を見させてもらっている範囲では基金運用の利率が高いのはJAさんですよ、比較的高い利率で運用してもらっているのは。なぜJAにシフトしないのか。先ほどのリスクマネジメントの関係でもあると思うんですけれども、何らかJAさんに対する不安があるからシフトしないのかどうかということです。基金の運用するのは基本的には有利なほうにやるとというのが原則ですので、これは入札をせずに事務局判断で預入先を決めているのかどうかということも含めてお願いをしたいと思います。

それから、私ちょっと探したんだけれども、私が見落としたかもしれないけれども、先ほど申し上げた下にある掲示板というのは令和4年度で修理されていますよね。1月23日付のホームページで直ったと載っているから年度からいったら令和4年度になるわけですが、ところが修理代がどこにあるか分からないです、決算書見る範囲は。これちょっと教えてください。どこからこの支出がされているんでしょうか。

それと11番目に関しては、これも資料から読み取ると停電時の対応について記載がありました。詳細書かれていないので分からないんだけれども、自家発電に切り替えるまで1時間かかったという記載があるんですよ。1時間かかったけれども運転に支障はなかったというふうに答弁されています。監視委員会の議事録かな、されていますが、私も専門家じゃないんだけれども、停電した場合に電源確保まで1時間かかるという状況が妥当かどうかという点についてお聞かせをください。

それとあと心配しているのは、大阪湾フェニックスの関係です。こ

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>のフェニックスが一番最初に計画された段階の計画書を見ると、2030年ぐらいなんですよ、2030年代が計画、事業計画のお尻なんです、今から見ると恐らく10年あるかないかぐらいがお尻、当初計画ではなっているんです。もちろんこれはその当初計画はかなり前の話ですから、その後の搬入というか、フェニックスへの搬入状況に応じては延命しているかもしれんし、逆に短命になっているかもしれないですね。受入れ側の条件が変わってれば。という中で、現在のところフェニックスの受入れ期限というのは一体何年ぐらいだというふうに考えてらっしゃるのかというのが12点目です。</p> <p>13点目は、前回もお聞きしましたが、一応この調書見ると本組合が所有する施設はありませんよね。ゼロ。木津川市が所有しているということですがけれども。木津川市と本組合との、この施設の、何ていうか、お借りするというか、所有者と、それから利用者、組合の利用者との契約というのはどういう内容になっているのでしょうか。</p> <p>14点目は、中に今1トン当たりの処理費が約2万8,000円という処理コストがかかっているという表記がありました。ちょっと私も調べ切れていないんですけども、この2万8,000円、トン当たり2万8,000円というコストというのは同じような条件の処理施設と比べて一体どうなのか。それが安いとか高いとかということあるんだったらその要因は何なのかについて、以上よろしくお願いします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>監査委員、どうぞ。</p>
<p>谷川監査委員</p>	<p>たくさん言ってもらったんですけども、全てが答えられない部分もあるかもしれません。またお聞きすることもありますけれども。</p> <p>1点目につきましては、平準化の意味ということで解釈させてもらって、借入れた分を返すということなんでございまして、最初に借りた分につきましては令和4年から令和11年度で返すと、後で借りた分につきましては令和5年から令和12年度ということで返す通知になっておりまして、それを平準化するということは、基金の持っている分をある一定分散させて割って返していくという意味でございませぬ。</p> <p>2つ目につきましては、リスクマネジメントとペイオフ等の関係につきましては書いておりましたのでございまして、過去にもこの形でずっとされていると私は聞いておりまして、前年度も前々年度この形でやるということですので、同じ形のものを取らせていただいたというのが私の、監査委員の意見でございます。</p> <p>あとは、管理者会とかについては事務局長のほうにご依頼申し上げます。</p> <p>以上です。</p>

<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>事務局長でございます。残るご質問についてお答えさせていただきます。</p> <p>まず1点目、光熱水費の増につきまして、電気代が上がったと、電気代の高騰による影響はないかというところでございますが、これは当然若干ではあってもあるというのは事実でございますが、今回の光熱水費の増の一番大きな要因は、先ほどのご質問の中でも関連がございましたが、令和4年度中に発生した落雷、これに伴いまして我々が本来であれば受電すると見込んでいない月に落雷で機器に少し影響が出たときに受電をしたと、これによって、ここは高圧電力を受けておりますので、単価的にも受電をしてしまうとかなり高額な費用がその時点で発生をしてしまいます。その影響によってこういったことが起こったというところでございます。</p> <p>2点目、管理者会、年2回で十分であったかという部分につきましては、当然必要に応じて管理者会については臨時に開くこともございます。それ以外は、管理者会のときしか、我々、管理者、副管理者にご報告、ご相談申し上げていないかということではなくて、適宜必要などきにもそういった随時の対応はさせていただいております。その上で令和4年度は2回の管理者会を定期的に開くことで十分であったということでございます。</p> <p>3点目、掲示板の故障につきましては、原因と対策ということでございますが、まず、原因は夏場の落雷でございますが、その落雷が恐らく、これも推察でございますが、恐らく施設の前の府道、府道のところに落雷が発生したと。それを外から施設内に、ここから走っている配電を通じて外から、外部から侵入したことによる機器の影響ということで一定の原因の追及をしたところでございます。ですので、この施設にも落雷がある場合は飛来針、そういったもので退避するというのは万全に対応を取ってございますが、外部から侵入する分については、これの対策というのは非常に困難というところでもございますので、発生した際はまずは故障部分の確認を行って早急に復旧の対応をするということしか今の部分についてはできないのかなというふうに考えているところでございます。</p> <p>それから4点目、管理者会のご意見につきましては、今回お出しさせていただきましたしておりますのは当然概要ということで、全く何のご発言もなかったのかということにつきましては、何も言葉を発せられていないということは当然ございませんが、この案件に対しまして意見として特筆すべきような内容まではご発言がなかった部分についてはこの資料には記載はいたしておりません。</p> <p>それから、例月報告に関する奈良市の中身が入っているという部分でございますが、あくまでも全て例月検査ということで会議は開いていただいておりますが、その前に明確に、後の質問とも関わりますが、定期監査ということで明確に示しているものではないですが、例</p>

松井事務局長
つづき

月検査でお集まりいただいた際、当然ここの運転状況でありますとか全般的な話も総括的にいただいているところがございます。その中でご報告申し上げたところ、奈良市の件がございましたので、監査委員から総括的なご質問としていただいたところがございます。

例月検査にあった当座預金、それからその次の残高ゼロの口座、これらにつきましては、私ども、金融機関のほうへ支出の手続、あるいは管理している基金の解約時の支出、預入れを受けるところ、次の手続を起こすまでに、そういった一時的な預金、これ金融機関からのご要望といいますか、金融機関の手続ということもございまして、そういった附属した預金通帳も管理をしております。これは我々が必要に応じてこれをつくったというわけじゃなくて、預け入れた金融機関において手続上必要だということで起きている口座もございしますので、当座預金、預金ゼロの口座というのはそういったことでなくせないということで管理をしている、ただ預入れ等についてはないというのは確認いただいているという状況でございます。

それから、定期監査につきましては、当日の例月検査と結果が同じものだという分につきましては、先ほども少しご答弁申し上げましたが、監査計画においては定期監査も年1回行うということで監査計画をお願いいたしまして、それがたまたま例月検査の日と重なっております。監査の中で、全く別物だというお話ではございますが、毎回、例月監査のときの前にここの運転状況等のご報告を申し上げているということを継続する中で、この月に関しては改めてそういった定期監査も含めた全体的な話をしましょうという監査委員さんとのお話し合いの中で、この定期監査と例月検査はたまたまとまった1つの会議の中でいろいろな議論を交わしていただいているということもございしますので、報告書はまとめてお出しさせてもらっているところがございます。

それから、今回お出しさせていただきました追加資料の提供、もっとタイムリーにすべきではないかという部分につきましては、当然今回初めての試みでもございましたし、これで適切かどうかというのも本日の審議の内容を見て判断すべきかとも考えております。あと、内容もどうしていくのかという部分につきましてもこれから検討も必要かと思っておりますので、これにつきましては今後の検討ではないかというふうに考えております。

基金運用について、当然利率の高いJAへシフトしないのかという分につきましては、これは令和4年度の決算、基金の運用状況でございましたので、令和4年度にはそういう判断には至らなかったという結果でございます。入札をしていないのかという部分については、全て金融機関のほうから事前にうちの条件を示した上での見積りを徴取いたしておりますので、その中で有利、あるいはリスク分散が必要、そういった判断をしてきたところがございます。

それから、掲示板の修理代の支出でございますが、掲示板の支出につきましては当然大きな費用発生をいたしましたので、この部分につきましては、決算書で申し上げますと、18ページの備考欄をお願いし

松井事務局長
つづき

たいと思います、18ページ、備考欄、ごみ焼却処理事業費の中、12、委託料のところから3つ目、運転管理委託業務というのがございます。これ、5年間にかけてました長期契約をお願いいたしまして、ここの24時間運転のための職員、あるいは定期検査、こういった費用を全て5年間の契約の中でお願いしている、当該年度、令和4年度の必要額でございます。修理をする際に、修理業者、いろいろ当たっている中で、設置当時の業者にお任せするのがいいだろうということで、そこでいろいろな物品の調達、あるいは業者の調達等をお願いすることと判断をいたしまして、令和4年度につきましては、この運転管理業務委託、ここの中でその費用の支出をお願いしたところからでございます。額が増額になっていないのは、当然、その年の定期検査、当初の見込みどおり行うんですけれども、場合によってはその中で消耗品などの交換が必要であろうと見込んでいたもので、その年にはやらなくてもいいだろうというふうに判断できるものもございましたので、そういったものと相殺をかける中で金額については変更契約をすることなく、この中で修理を行っていただいたところからでございます。

それから、自家発電の切替えの話につきましては、お配りした資料の環境監視委員会の部分、資料でいいますと資料番号8の2のところになるかと思えます。資料番号、右肩参考資料8の2、その中の中ほど辺りですが、点をして、停電から復旧までの状況はというこの部分を恐らくお示しいただいたものかなというふうに、私、理解をしております。これでいきますと、先ほどご質問では、1時間電気が切れたというようなご表現でございましたが、矢印以降ですね、停電はまず瞬間的なものでございました。電気につきましてはその時点で受電をいたしております。受電をして、当然炉を運転してタービンを回して自家発電のほうに切り替わりますので、一旦その状況が、タービンに熱は供給できて、十分なタービンの回転量得られるまでは受電をする必要がございます。その受電の状況が1時間程度続いて、炉の燃焼、それからタービンの運転、全てを確認した上で安全に切り替えられたのが1時間程度ということからでございますので、これについてはおおむねこれぐらいの時間は要するものということから認識をいたしております。

それから、続きましてフェニックスの関係でございます。これにつきましては、資料でいいますと、今お配りしている資料の右肩参考資料10のところの裏面、次のページですね、に委託の費用の分をお示ししております。これが、今、2期計画と言われる計画に基づくものでございまして、直近でいいますと、これが令和4年8月に計画変更をなされまして、ここでの受入れ期間につきましては、当初昭和62年から始まっておりますが、昭和62年度から約46か年という計画で今この2期計画が進められております。ですので、46年という形でいきますと令和14年までが今の計画変更なされた内容でございます。

それから、続きまして財産の関係でございますが、財産の関係につ

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>きましては木津川市とこちらの組合で管理するために無償でこちらのほうを我々が管理するというので、すみません、ちょっと手元に今資料がなく、賃貸借契約であったか貸与の契約であったか名称が、すみません、正確には今申し上げられないんですが、無償で我々のほうが管理するために一定期間こちらのほうへ預けるという形での契約は結んでおります。</p> <p>それから最後、単価2万8,000円の状況でございますが、これはほかと比較してどうなのかという部分ですが、申し訳ございません、我々、同種の同規模の施設とかというような状況でほかと比較をしたことがございませんので、これについてはどうなのかは比較することはできませんが、我々が当初見込んでおったおおむねこれぐらいの費用がかかるであろうという数値には当然近いものとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>監査委員さん、ちょっと質問に誤解があったみたいなので。私がお願いしたかったのはごみ持込み量、搬入量のところで家庭系が減り事業系が増えて、それが平準化という表現になっているんですが、普通は平準化という言葉は、さっき監査委員さんがおっしゃったようにばらばらなものを均一化するという意味で使われるんですが、この場所で使っちゃうと家庭系ごみと事業系ごみがばらばらなものであって、それを均一化するという文脈になってしまうんですね。なると理解ができなくなってしまいます。どういう意味なのか。なのでこの平準化の言葉をどう解釈すればいいかというのをちょっとお聞きしたかったということですのでお願いをします。その他は、その後の監査委員さんは結構です。</p> <p>行政側に再質問ではありますが、大体説明はおおむね分かりましたが、ただ記録という観点から言えば何らかの記載が、例えば管理者からの記録が要るのではないかというふうに思っています。</p> <p>それと定期監査と例月検査の報告書が一緒というのはやっぱりどう考えてもおかしいです。それぞれ目的が違うんだから、目的が違うということはそれぞれの検査の目的に沿った報告書がつけられるはずなんです。だから同じ日にやるのは別に結構ですよ。同じタイミングでやるのは別にいいんだけど、報告書をつくる際には定期監査としての報告書と、それから例月出納検査としての報告書というのは分離をしておかないと、要するに簡単に言えば的外れの報告書がつけられるという話になるわけです。それはやっぱりよろしくないし。結果的に今日出されている資料でも違う目的の検査なのに、監査なのに同じ報告書が出てくるって不思議ですよ、それはそれで。という話になってきてしまうので、この対応についてはちょっとまた検討をお願い</p>

佐々木議員
つづき

はしたいと思っています。

基金運用についてはいまいち分かりにくかったんですけども、見積りを取って判断をしていると。普通見積りというのは通常の解釈でいうと複数見積りが通常だと思うんです。1者じゃなしにね。複数見積りがあって、たまたまそのときの見積りでJ A以外のところ、J Aが参加していなかったから京銀や南都さんに行ったのだとしたらつじつまは合うわけです。合うんだけれども、仮にJ Aが同じように見積り対象になっていてそれが提出されていたとすれば、可能性としてJ Aの金利のほうがほかの2行に比べて高かった可能性が残ってきます。なのに意図的に恣意的に見積り取っておきながらそうではない。つまり何か買う場合は一番低いところを普通選びますよね。売る場合が一番高いところを選びますよね。これは見積りだろうと入札だろうとそれが大原則ですよ。それを目的として業者側は見積りなり入札をしてくるわけですよ。自分ところが買ってもらえる、または売ってもらえるということですから。結果としてそこに第3の要素というか、が入ってしまって、リスクマネジメントの要素が入ってしまうんだったら初めから見積り取る必要ないじゃないかという話になるんですよ。そうすると。だからよく分かりませんよ。これが全ての見積りに今出ている3つの3行とも出してもらっているのか、それともある際の見積もるときには1行を省いて出してもらっているか分からないんだけれども、仮に3つとも毎回ね、毎回とも3つの金融機関に出してもらっているとしたら、したら、可能性、さっき申し上げたようにJ Aが利率トップになる可能性がゼロじゃないですよ。見積りを取っているのにそうではない、要するに第2位、第3位のところと契約するとなった場合には極めて透明性が疑われる。何か変なことやっていると一言わないけれども、言わないけれども透明性が疑われることになってしまうんですよ、そこは。だからなぜこういうことになっているのかについて再度の説明を求めたいと思います。

掲示板の件、先ほど説明、るる説明あった中で相当な額がかかったというふうな話があったんだけれども、それはほかの経費との相殺で契約変更はしなかったという、結論的に、なんだけれども、じゃ幾らかかったんですかですね。だって相当な額かかったというのに。それが1万円、2万円だったらそりゃ簡単に相殺できると思うけれども、これが例えば何百万円とかいう単位になるんだったらそう簡単に変更しなくて済むとはなりませんので、相当な額というのは一体幾らかかって修理をしたのかというのをちょっと再度お願いをしたいと思いません。

フェニックス、先ほど、今答弁あったように昭和60年から令和14年。今、令和5年ですからね、さっき私が申し上げた、後10年足らずなんですよ、計画期間というのは。だからもう10年という、残り10年というのが視野に入っている段階で、じゃその後どうするかということを検討し始めなならない段階だと思うんですよ。だってこの施設つくるんだって10年そこらじゃないでしょう。いろんな検討し地元折衝をし設計をし予算を組み工事をし完成させるまでにはか

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>なり時間かかっているわけです。例えばこの施設だけを取ってみても。処分場ですからそう簡単に次が見つかるかどうか分からない。あと9年のなった段階で、別にここの組合だけの責任とは言いませんよ、けども関係者の一人ですから、どうするんだと、9年後以降、どうするんだというのはかなりせっぱ詰まった話になっていると常識的に考えたら判断ができるわけですがけれども、この点について例えば同業者とか要するに同じようにフェニックスに処分をお願いしている組合さんだとか、またはその事業者主体との話では9年後以降はどうなるのかという見通しについてどんな話がされているのか、その辺をお願いしたいと思います。</p> <p>最後の、調べていないということだから2万8,000円が妥当かどうか分からないにしても、やっぱりここはいろんなコスト削減も1つの命題ではありますからその意味からいったら、要するにどうやったらコスト削減ができるのか、運用なのかね、ということも含めて、または方式なのかも含めて、やっぱりこれは情報収集はしておいてもらって、例えば優れた経営をしているところがどういう条件を整備すればそういったことにたどり着くのかということのもやっぱり研究テーマになるとと思いますので、この点は今日は結構ですけれどもぜひとも研究をいただきたいというふうには思っています。</p>
<p>森田議長</p>	<p>監査委員、どうぞ。</p>
<p>谷川監査委員</p>	<p>先ほど間違えてしたんかもしれませんが、今おっしゃっているのは業務の状況における平準化でいいのでしょうか。</p> <p>ページ数でいいまして、ちょっと見ていただきたいんですけども、成果の説明書の19ページの上段に年度別ごみ持込み分類表というのがございます。それを見ますと過去平成30年からここが開始されて今までの数値、またその間、コロナ禍における状況等もいろいろ勘案して、今年度はコロナも収まってきました、この年度、4年度は収まってきましたので、その当時を推測しますと平準化になっていると、増えてもいないし減ってもいないというのが監査委員の考え方でございます。私の考え方でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。残るご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>まず、管理者会の記録につきましては何かあってしかるべきという部分でございます。当然やと思いますので特筆事項ある場合には必ず記載をさせていただきます。</p> <p>それから、定期監査、例月検査、これが同じものではおかしいと、</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>おっしゃる意図としてはそういう考え方も当然あってしかるべきかなとは思っておりますが、申し訳ございません、これまでの我々の実績に基づいた記録でいきますと、その日は全体的に総括的なご意見をこういういろんな場所でいただくということもございますので、なかなかそれを明確に切り分けて記録として残せることができずに、総合的に同じ日の1つの報告書ということでまとめておりましたので、今回はそれを抜き取るというのではなくて同じものでお出しさせていただいたというところでございます。</p> <p>基金運用につきましては、おっしゃっていただきました内容につきましては理解させていただくつもりではございます。我々の考え方、令和4年度の基金運用につきましては、言いましたように高いところに預けていくというのではなくて、リスク分散も1つの方法、それから金利の高いところに預けるのも1つの方法という2つの検討内容があって、今回につきましては高いところに預けるときには関係する金融機関から複数の見積りをいただいて高いところを選ばせていただくという方針を示しておりますが、リスク分散を主眼に置いている部分につきましては、あまりにも我々が想定しないような利率が出ない限りは、そこで預け入れを続けても問題ないかというような判断材料の一つにもなりますので、そのリスク分散をメインとして方針として定めているところはそこの銀行の見積りのみをいただいて判断してきたというところでございます。</p> <p>掲示板につきましては、申し訳ございません、手元に明確な資料を持っておりませんのできっちりとした数字まではお示しすることができませんが、掲示板、それから掲示板の基盤材料から含めまして、こちら内部のほうに電線等を伝って電気が入ってきたというような影響、先ほど申し上げましたようなこともございますので、こういった部分の確認、あるいはそのつながっている先、その確認、これらも全部含めましておおむね800万円程度の見積りが出ておって、それで工事をしていただいたというふうに今は記憶をしているところでございます。</p> <p>それから、フェニックスにつきましてはの残りにつきましては、これは、その後、私ども、フェニックスのほうへの搬出を継続するかどうか否かというところの議論にも関わりますが、フェニックスにつきましては第2期以降の第3期の計画を今策定中ということで説明会等も開かれているところでございまして、これらの動向を注視しながら、フェニックスで継続する場合は第3期の計画、こちらのほうで我々のほうも処分のほう検討していきたいなというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>

<p>佐々木議員</p>	<p>大体了解をさせてもらいました。ただ、監査の定期監査と例月出納検査についてはやっぱり目的以外のことを書くなんておかしいですよ。もし書きたかったらその他項目で書いてもらったら別にそらいいと思うんですけども、この例規中にもあるように例月出納検査の目的は会計管理者の現金の出納事務が正確に行われたかどうかです。これだけです、目的は。だから例月出納検査の場合はこれだけをまずメインの報告書になるわけですね。その他項目で場合によってはそういったいろんな意見については記録として別にあってもいいと思いますけれども、やっぱりそれは、本来の報告書の目的と違うことが入ってくるというのは逆に目的の争点を僕はぼやかしちゃうという逆効果も考えられますので、明確に一個一個の業務、監査業務の目的をはっきりさせると。それに附属したものについてはそれはそれで追記するような方式にするようにすれば、今日私が指摘したように違う目的の監査業務なのに同じ報告書が出されるというのにはならないですよ。ということになってくると思いますのでちょっとその辺は、その辺も含めて、これはさっき私の一般質問にもあったようにこれまで例規じゃなくて慣例を優先してやっている1個の例でしょう。になるんですよ。そう見えちゃうんですよ。例規じゃなしに慣例を踏まえてやっているという1個のことがまた発覚しましたので、対応は、整理はお願いをしたいと思います。</p> <p>あとはもう大体分かったので結構ですが、1個ちょっと素人ながらの質問で申し訳ないけれども、例えば、今私持っていませんが、昔パソコンを購入したときに落雷時の過電流を防止するために電源とパソコンの間に過電流防止装置みたいなものが市販されていました。なぜかという、下手に過電流が入っちゃうと、落雷で、パソコンデータが全部吹っ飛んじゃうおそれがあるので、データ防止というか保存というか、それこそリスク回避の意味でそういう装置が売られているわけですよ。今回は避雷針以外のルートで来たからなかなか想定できなかったという話ではあるとは思いますが、今後同じようなものを防ぐために、防ぐためにそれを何千万円もかかったらそれは対応できないかもしれないけれども、もし適度なコストで防げるのであればそれは防ぐ方向で考えたほうがいいと思うんですけども、その点の検討状況だけお願いします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>先ほどありました雷につきましては、前回、原因を追求して、外部からの電気の進入ということで一応想定はいたしております。このときの影響が、場所が恐らく掲示板の付近に落ちたというふうなことまでは確認はいたしておりますが、それによるもので、ここの中で影響したのが施設の廊下でありますとか施設のところの照明器具、それか</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>ら施設に置いてある電光表示のパネルみたいなもの、タッチパネルでいろいろ見てもらったりするものなんですけど、そういった部分への影響はありましたが、それ以外のところへの大きな、落雷の電気進入による影響というのは見受けられませんでしたので、現時点ではそこまでのいろんなところへの対策ということまでは進めてはおりません。</p> <p>ただ、当然注意して留意していかなければならないものと考えておりますので、今、現有で持っているこの施設の落雷への退避設備で、前回の落雷に対してはそこまでが防げたというところは理解しておりますので、今のところはそれに輪をかけて大きな形での対応をするということまでは検討はいたしておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほか質疑ございますか。 松田議員、どうぞ。</p>
<p>松田議員</p>	<p>すみません。私も本議会の議員、久しぶりでありますので、ちょっと的外れの質問になるかも分かりませんが、今回、先ほどもありましたように参考資料提出していただいております大変参考にさせていただいているわけではありますが、とりわけ参考資料の2の1にお示しいただいております入札の関係で若干お聞きしたいというふうに思います。</p> <p>これ見せていただいておりますちょっと気になるなと思いましたが契約の方法です、指名競争入札というのがこのうちのほぼ占めておりますが、でき得ればやっぱりいろんな公平性でありますとかを保障するためには指名よりも一般競争入札のほうが望ましいというふうにも思っておりますが、本組合で指名競争入札が多いのか少ないのかというお話と、もし指名競争入札が多いのであれば、一般競争入札にするか指名競争入札にするかという判断基準、どういうふうにご判断をなさってされているのかというこの点をお伺いしたいです。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまのご質問、参考資料の2の1に係るものでございますが、それぞれその資料をご覧いただければと思うんですが、私ども、令和4年度において入札をした業務、さほど多くはございません。その中で、2の1の資料打ってあるところ、ページ打っていないので申し訳ないんですが、1つは灯油になります。灯油については、今まで年間契約していたものが、やはり価格の変動が大きいということで、半年度に分けて、半期ずつで入札をしておりますので、1業務がまず2つあるということになります。それともう一つは環境測定業務委託、こ</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>れは毎年行っております。それから水質調査業務、これも毎年行っております。ここまでは指名競争入札ということで、この3つ、4本ですけれども業務としては3つの業務は指名競争入札ということで、区域内、この木津川市域、精華町域に事務所を構えておられる市町のほうで入札の指名願を出されている業者、ここをちょっとピックアップさせていただいて指名競争入札ということでさせていただいております。</p> <p>あともう一つ、最後にあります建物の管理業務委託というのは、この建物の施設、消防設備等含めましていろんな設備ございますので、こちらにつきましては一般競争入札ということで広く業者のほうにお声かけをさせていただいているところでございます。</p> <p>ですので、前の部分につきましては、一般がいいのか指名がいいのかというところでございますが、水質調査、それから環境測定業務は打越台からずっと業務委託を継続してきた内容でございます。なかなか一般競争入札にしてもというような判断も含めて、これまでに実績のあるところ、ここをやはり中心にやるべきだという考えの下、指名競争入札しておりますし、灯油につきましては全国どこからでも搬入いただけるかとは思いますが、こちらにつきましては区域内の、区域内でも多数の業者さんがおられますので、区域内の業者さんのほうへ指名ということでお願いしてはどうかという判断をしているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>松田議員、どうぞ。</p>
<p>松田議員</p>	<p>なぜ指名競争入札なさってらっしゃるのかという、その経過については一定了解をいたしました。</p> <p>しかしながら、これ見せていただいておりますが、構成市町の地元業者の方をそういう競争入札に参加させていただくというのは、それはいいことだというふうには思っておりますが、それこそ一般質問以来お話がありますように、この間いろんな新規起業の方も出てらっしゃると思うんですね。起業なされている企業もあるというふうにも思っておりますし、あんまり従来の慣例に縛られるのではなくて、広く競争入札に向けていただくほうがいいのではないかというふうに、これは意見として申し上げておきます。</p> <p>それと、もう一点ですが、全て郵便入札ということで書かれておりますが、この郵便入札というのをどういう手順でなさってらっしゃるのかというのを、今結構、電子入札が増えてきていると思うんですが、この手順についてちょっとお聞かせいただけますか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>

<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>まず1点目、ご意見ということでございますが、広く新規参入もという部分につきましては、毎年、この指名入札の案内を出す際に、構成市町のほうに新たな指名願の届けがないかというのを確認した上で、それらで新たな指名願が提出されているその業務を行える業者さんがおられましたら、そこは指名業者として追加をすることとは行っておりますので、今まで全く同じ人ばかりに送っているということではないと、これだけご理解をいただければと思います。</p> <p>あと、郵便入札の手順でございますが、指名のご案内の郵便を行いまして、期日を定めて仕様書に定める業務についての入札書を郵送で送っていただきます。そして我々が指定する期日に開札を行うという案内とともに、応札いただいた業者の中から立会人を指名いたしまして、開札日時において我々が期日までに受け取った入札書、それを全て我々の施設の中の会議室において立会人を同席させた中で開封をして落札者を決定すると、大きくはこのような手順で行ってございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>松田議員、どうぞ。</p>
<p>松田議員</p>	<p>入札のやり方に特にこだわっているわけではありませんけれども、今多くの自治体とかでも進められております電子入札に方向転換をされるということは、1つには、ここごみの焼却場ではありますけれども、そういった面ではペーパーレスにもつながっていくというふうにも思いますし、またこの先ご検討いただきたいということを申し上げておきたいと思います。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ歳入についての質疑に移ります。 歳入について何かご質疑ありますか。 宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。</p> <p>決算書9ページ、10ページにあります余剰電力売電料について聞きます。これについては監査報告書の審査意見書11ページに次のようなことが書いてあります。</p> <p>余剰電力の収入についての記述があって、引き続き確保に努められたいとあります。この余剰電力の収益を確保しようとする、記述に</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>もあります業務全般の節電対策も収益を増やす一つではあります。しかしながら、収入を増やそうとすれば、もっとごみを燃やして発電せよ、電気を売れというようにも聞こえてきますし、事実増やそうとすればそういうことではないかというふうに思うわけですが、このような余剰電力の売電料を得るためにもっとごみを燃やせ、発電せよ、電気を売れという考えでいいのかどうか、そこのところお聞かせください。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 売電に関する考え方、ご指摘をいただいたことも踏まえになりますが、これにつきましては、おっしゃっていただいたように、発電をするがためにここの運転の効率を上げろという意味ではなくて、我々もこれまでもずっとそうですが、年間定期点検の時期等も踏まえて計画的な運転計画というのを持ってございます、その運転計画が、2炉運転すれば売電ができる、1炉運転すれば自家発プラス少し売電が生まれる、2炉とも休炉すれば当然売電できず全て受電する、こういった仕組みの中で、売電できる期間を、定期点検の時期をしっかりと計画立てることによって、より売電できる期間を長めに作成する、ですので量を増やすのではなくて売電できる期間をうまく調整をする、必要な点検は必ず必要な日数すると、そういった運転計画をつくって努めなさいというご意見かというふうに捉まえておりますので、我々毎年、運転計画の中で発電効率についてもより確保できるような計画に努めていきたいと思っております。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>今の答弁、理解をします。のであれば、監査報告書の審査意見書にもそういうふうに読み取れるような記述にさせていただきたいと思いますが、いかがですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>監査委員、どうぞ。</p>
<p>谷川監査委員</p>	<p>谷川です。 おっしゃるとおりでございます、精査して、また次回にそういう形で書くようにさせていただきます。</p>

<p>森田議長</p>	<p>ほか質問ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ほかに質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終わります。 討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 したがって、認定第1号「令和4年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の件は原案のとおり認定することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第6号「木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>議案第6号、木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>会計年度任用職員の給料につきまして、京都府の最低賃金引上げに対応するとともに、会計年度任用職員の勤勉手当につきまして支給が可能となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。 よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。 詳細につきましては、事務局長から説明をさせていただきます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。議案第6号につきまして補足説明をさせていただきます。本条例につきましては、条例の制定時より、組合の構成市町のうち木津川市の会計年度任用職員の給与等に関する条例を準</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>用して制定をしているものでございます。木津川市におきましては、令和5年度の京都府の最低賃金引上げ状況などを踏まえまして、明日11月30日開会予定の令和5年第4回市議会定例会におきまして、当該条例の一部改正案を提出される予定とお聞きをいたしております。</p> <p>現在、本組合において会計年度任用職員はなく影響を受ける職員はおりませんが、木津川市における改正予定内容を踏まえ、本組合におきましてもこれに準じて、京都府の最低賃金を下回ることがないように、また、勤勉手当につきましても令和6年度から支給するよう改正するものでございます。</p> <p>以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございますか。 宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>まず、1点目ですが、会計年度任用職員の方が当組合におられるのかという確認ですが、おられないということと聞いておりますが、それでいいのかどうか。</p> <p>それから、この条例は令和6年4月1日施行なんですけど、第5条第5項、今回新たに加えられた内容は、京都府の最低賃金に満たない場合は、下回った月の初日から最低賃金の額を適用するとあります。</p> <p>当然のことですが、最低賃金を下回って職員を働かせることはできません。この規定は、会計年度任用職員の賃金は最低賃金と同程度だということを言っているようなものでありまして、こうした最低賃金で職員を働かせること自体がいいのかということをお聞きしたい2点目です。</p> <p>もう一点は、この条例が、今回の改正とは違うんですが、例規集のどこに記載されているかということで、第6編、給与と関わると思って職員給与などの欄を見たんですが記載がないので、改めて見ますと、第5編の人事、第1章、定数任用のところに出てくるんです。中身は明らかに給与に関わるものだと思います。</p> <p>先ほど私、監査委員さんの報酬のことについてお聞きをしましたが、消防組合は例規集は第6編、給与で書かれているんです。木津川市は第5編、人事で書かれているんです。これもどういう経過でそういうふうに例規集のところに出てくるのか分かりませんが、一度見直していただいて精査していただいて、必要な変更があればしていただきたいとは思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>

<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>まず1点目、会計年度があるかないかにつきましては、会計年度任用職員、現時点では採用はありません。</p> <p>最低賃金を保障したらいいと思っているのかというようなご意見につきましては、今回の議案の内容につきまして令和6年4月1日以降の施行とはなりますが、最低賃金を上回る単価設定に基づいた給与表の改定といたしております。</p> <p>ただ、令和5年度につきましてはこのような内容にはいたしておりますが、最低賃金でいいと思っているのかではなくて、最低賃金は当然必ず守らなければいけないという趣旨に立った中での改正という形になろうかと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、私ども、今現時点では影響する職員がおりませんので、我々の思いとしたらそういう部分での改定にさせていただいておるというところでございます。</p> <p>あと、例規集の記載場所でございますが、冒頭申し上げましたとおり、この制定時におきまして木津川市の改定を参考にさせていただいたという背景がございます、ですので木津川市のほうで例規集編成の中で記載がなされておる部分に記載をしたということが事実であって、どこが適切かという部分につきましては、これからも適切な部分に載せてはいきたいなというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>2点目については、今回新たに加えられた部分と。そこが最低賃金との関わりで、もし最低賃金を下回っているならば、10月から最低賃金に変更されておりますので、そこに戻ってきちっと支払いなさいよという規定なんですけれども、最低賃金の引上げが行われているけれども、そこの関係で、ほぼ同水準的な会計年度任用職員の賃金だということを言うているから、そういう規定を入れなければならない事態になったというふうに思えます。だから、あとの職員給与とも関わりますけれども、職員の処遇改善をやっぱりしっかり果たすという役割があるというふうに思いますので、その点、お答えをいただきたいのと、第5編なのか第6編なのかということですが、会計年度任用職員さんの位置づけというものにも関わるのかも分かりませんが、今回出てきているのは明らかに給与表の改定でありますから、そういう部分からしても、一度見直しといいますか、整合性、中部消防と環境と違うというのではないようにしていただけたらなと思っております。</p> <p>以上です。</p>

森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>職員の処遇改善につきましては、会計年度あるいは正職員、それぞれ皆さんは職員でございますので、同じような位置づけで考える必要もあると思っております。</p> <p>それから、給与につきましては、均衡の原則というのもございますので、そういったことに基づきまして、それぞれ適正な価格を判断して、ご提案をさせていただいているところでもございますので、処遇改善につきましては、引き続きしっかりと見極めながらご提案のほうさせていただきたいと思っております。</p> <p>それから、例規の分につきましては、本日この時点でどうするということまで私のほうでご答弁申し上げることはできませんが、これからは新たな条例改正等あるいは条例提案等ある場合には、適正な部分への記載、これについては留意してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>佐々木議員、どうぞ。</p>
佐々木議員	<p>何点かお願いをします。</p> <p>今回提案された中にある第8条の2、中に規則で定める基準を満たすという要件が入っていますが、規則の記載がないので分からないんですけれども、これを単純に読むと全員該当しないよというふうに読めるわけです。その規則を定める基準とは一体何かというのが1点目。いないという話だけれどもね。</p> <p>2点目は、同じ第8条2の第2項の1行目に給与条例第18条と出ていますよね。この給与条例というのは何を指すのか。調べたらこの給与条例じゃないんですよね。会計年度給与条例ではなくて職員給与条例のことを、多分これ意味しているんですよ。と思うんです。だとしたら、この会計年度の給与条例に給与条例第18条と書いちゃうと、自然に読めばこの給与条例のことを意味しているということに読めないことがない。通常ほかの条例、ほかの法律を引用する場合は、給与条例と書いてもいいけれども、その後ろに括弧してどの条例かを特定できるような、例えば平成何年条例第何号とかいうような記載をしないと、この準用するという、もともとのどこに、何の条例を準用するのかというのが明確でなくなってくるおそれがあるわけです。なぜこんな書き方になったのかというのが2点目なんです。</p> <p>3点目は、これ昨日、精華町議会は12月議会が始まって初日だったんですけれども、既に可決をした中で、いわゆる課題は正職員と会</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>計年度職員の同じスタート、つまり今年の4月遡及の適用になっているんですが、さっきの提案理由の説明によると、木津川市は明日の議会で来年度から、正職員は4月に遡るけれども、会計年度は今年度は改定せずに来年度からしか適用されないというような意味の説明があったと思うんですけども、今はいないという話だけでも、なぜ正職員と会計年度職員の違いを付けるのか。というのは大きな論点になると思うんです。いないというものの、いないけれどももしかしたら来年1月になったら採用するかもしれないわけですね、そこはまだ断言できないわけですよ、まだ今日11月だから。この差を付ける趣旨、意図、根拠についてお願いします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>まず1点目、第8条の2、規則で定める基準の部分、これにつきましては、令和5年度版の例規集で申し上げますと、ページでいきますと243ページ、同じく給与等に関する条例の施行規則、こちらの規則に定めのある基準を満たすものということで、この規則に準じてこの定めに満たしているものということでの表記をさせていただいているところでございます。</p> <p>それから、第8条の2の第2項、給与条例と書いてございますのが、これが新旧対照表の、今こういう形の中身にはなっておりますが、この条例、そもそも今の例規集の234ページから今ご提案申し上げている条例の本文がございまして、この本文の中に、第5条の第4項、ページでいうと235ページの上段のほうになりますが、ここで給与条例のいわゆる略称の部分、「平成30年木津川精華町環境施設組合条例第14号。以下「給与条例」という。」というこの部分で本文自体のここに省略の文章がございまして、これをもってここは給与条例という略称を使わせていただいております。</p> <p>あと、正職と会計年度任用職員との取扱いの差という部分でございまして、今回、この後にご提案を予定いたしております職員の給与の一部改正、それからこの会計年度任用職員の給与等に関する条例、これのそもそもの改正の理由といたしております趣旨、ここの部分が若干異なっておることから取扱いも異なっておるというふうに考えております。今の会計年度任用職員の給与等に、この会計年度の一部改正については、ベースと考えておりますのが京都府の最低賃金引上げによる対応とともにということで、そういったことを観点にいたしておりますし、この次、議案のほうでご提案を予定いたしております正職員の給与改定につきましては、国のほうが示す人事院勧告、これに基づくものということで、根拠として頼っているところが少し観点が違うというところがございまして取扱いのほうは異なるというところでございます。</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>よく分からないのは、要するに会計年度任用職員のほうは最低賃金を基準にするからというのであれば、さっき宮嶋議員のほうからあったように府の最低賃金は10月から改定されているわけです。それだったら10月適用ですよ。もしそれ言うんだったら。今年の10月1日に遡ってこの条例を適用するというのが今の説明からいったら筋が通る。だってそのためにこの第5条第5項つくったんでしょ。慣例的に最賃は10月に改正されているからね。4月じゃなしに10月だから。このときに下手したら10月に上がった段階で年度当初の額が下回るかもしれないという可能性があるから今回この第5条第5項が入ったわけですよ。だったらその筋からいったら10月1日適用なんですよ。なぜそれが4月1日なのかというんですよ、だから。筋が通らないです。最低賃金を根拠にするんだったら10月適用なんですよ。だと思いますよ。それが自然の流れです。そもそも何で正職員と任用職員の処遇が違うのかという大きな問題。しかも今、日本全国では非正規職員が増えている中で、まず公務に限らず、中で、ますます労働者の生活を大変にするような状況があるわけで、一刻も早く処遇改善というか、その周辺も含めて改善しなあかんというのは政府も思っているわけですよ、今。政府も思っているわけですよ。今、臨時国会やられているけれども。いないにしろ、いないにしても、何で会計年度任用職員はそんな冷遇されなあかんのかというところですよ。差をつけらなあかんのかと。</p> <p>だから2点です。何で差をつけるのかということと、何でその最低賃金を根拠にするんだったら10月適用にしないのか。この点どうなんですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまのご質問、少し、申し訳ございません、私の理解が違う観点であれば申し訳ないですが、まず差をつけるのかという部分につきましては、先ほど申し上げましたように、それぞれの一部改正をご提案申し上げるときに、理由としている根拠としている内容、最低賃金をベースにするものと人勧に準拠して検討していくもの、ここが違うということで違うという部分。</p> <p>それから、2点目の10月1日適用につきましては、今の改正条文案、議案第6号の一番最終ページになりますが、給与表の後に、附則</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>のほうで、この条例は、おっしゃっていただくように、令和6年4月1日施行でございます。ただし、第5条第5項の改正は公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用するということで、遡及適用を考えているところでございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>もう言いませんけれども、それは要するに、さっき宮嶋さんからもあったみたいに、今年度に最低賃金を下回るような状況が発生した場合にこの第5条が発動されるわけでしょ。それは分かります。そこは理解します。それは、その解釈は別に合っているんです、多分、同じ、一緒です。 私が申し上げてるのは、その根拠を、改定根拠を最賃というのであれば、それはこんな特例根拠をつくるんじゃないしに、ちゃんと最賃の改定時期に合わせて遡及適用するのが一番妥当な筋の通った発想なんですよ。逆に言えば何で4月1日なのかなんですよ。逆に質問すれば。なぜ4月1日からの適用になるのというほうが疑問になりますよね。だからもし、さっきも申しあげた、もう一遍、もし最賃を下回った場合の適用を発動される条文が10月1日遡及適用というのはそのとおりです。それはそれでいいでしょう。いいけども、何で最賃改定の動機になるものが4月1日なんですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 ただいまの考え方につきましては、先ほどからのように、私どものことについては影響する職員がおりません。ですので具体例はおられませんけれども、今年度の任用に関しましては、例えば我々のほうでも職員を任用していた場合は、当然そのときに条件をご提案して、双方合意した内容で雇用契約を結んで、その単価というのは当然設定されております。それがこの10月6日発効で、それが当然価格に満たないことになっているということで、今年度については当初の雇用契約に対して双方合意しているもので、最低に足りないものをまずは引き上げて、最低賃金に満たない形での雇用契約にならないようにするという条件の見直しを行って、価格の改定分、上昇分につきましては、以降、令和6年度はまた新たな契約という形になりますので、その契約時点において新たな額をご提案して、その額で双方合意をしていきたいということでの4月1日施行と、今年度の10月1日施行の違いというところで整理をいたしているところでございます。 以上でございます。</p>

<p>森田議長</p>	<p>ほかに質問ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>質問がなければなしと認め、質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございますか。 佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>賛成討論を行います。よろしいか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>賛成討論ですね。 どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>今回の提案については対象者がいないということであえて反対はしませんが、最初から、質疑をしているように、正職員と任用職員の差をつけること自身が極めて問題が大きいですし、出し方についても問題があると思っています。今、局長からの答弁はあったにもかかわらず、全国的には4割から5割の自治体が任用職員については遡及適用に動いているわけです、現実問題。申し上げたように精華町のほうも昨日議会がありましたけれども、会計年度職員は4月遡及をして適用しています。ということで、会計年度職員を意図的に区別するというのは全国共通のルールではありません。要するに管理者というか市長というかの姿勢によってこれはなんとかなるものでありますから、その点は、十分次回改定についてはしっかりと検討いただくことをお願いして賛成討論といたします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほかにございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>これで討論を終わります。 お諮りします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 したがって、議案第6号「木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第7号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。</p> <p>管理者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>管理者、どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>議案第7号、木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>令和5年8月7日に人事院から一般職の国家公務員の給与について勧告が行われ、去る10月20日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定をされました。</p> <p>本組合職員の給与につきまして、国と同様とする給与改定を実施するため所要の改正を行うものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>詳細につきましては事務局長から説明をさせていただきます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>議案第7号につきまして補足説明をさせていただきます。</p> <p>議案書の最後のページの参考資料のほうをご覧いただきたいと思えます。</p> <p>今回の改正によりまして、まず、月例給につきましては特に若年層に重点を置き、給料表を平均1.1%引き上げるものでございます。</p> <p>次に、ボーナスにつきましては、期末手当、勤勉手当が等分に配分されており、合わせまして正職員0.1か月、定年前再任用短時間勤務職員等0.05か月分をそれぞれ引き上げるものでございます。</p> <p>なお、今年度の支給に当たっては12月期にそれぞれの引上げ分を反映させ、来年度以降の支給に当たっては6月、12月期にそれぞれ等分して反映させるものでございます。</p> <p>以上で議案第7号の補足説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑ございますか。</p> <p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋良造です。</p> <p>令和5年度の当初予算書に級別の職員数が書かれております。給料</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>表1級の職員はおられません。2級の職員もおられません。これで間違いがないかの確認が1点。</p> <p>今回の人事院の改定は、先ほどもありましたように、若年層の職員の改定率が高く設定されていますが、それに該当する職員は当組合にはおられないということになります。平均1.1%というふうに言われましたけれども、管理者に聞きます、全く不満な内容ではないですか。今の物価高騰にも追いつかない。実質賃金が下がるような改善では話にならないというふうに思います。さらなる改善、必要だとお考えにはなりませんか。管理者のお考えをお聞かせください。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。ただいまのご質問でございます。</p> <p>まず、給与表に当たる者、1級、2級などはいるかないかという部分でございますが、資料にお示しいたしておりますとおり、1級、2級の職員は現時点ではこちらのほうに在職はいたしておりません。</p> <p>それから、実質賃金、この賃金の改定額の話になりますが、我々はこれまでも同じようなご答弁をお願いを申し上げておりますが、国の人事院勧告に基づきましていろいろなこういう給与決定というのはこれまで判断をしてきたところでございます。昨今の事情、いろいろ社会情勢等はあるかと思いますが、当然それらも加味された中で的人事院勧告ということになっておろうかというふうに考えてございますので、この内容につきましては、従来同様、同じような考えでご提案を申し上げているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>今回、人事院も若年層に重きを置いたということで、1級の職員について言えば5.2%、2級の職員については2.8%なわけですね。それでも物価高に追いつくのかどうかという問題はあります。</p> <p>しかしながら、先ほどあったように平均1.1%、それぞれの3級、4級、5級に該当する職員さん、一人一人違うかも分かりませんが、実際の生活は大変苦しいという状況なので、ぜひともこれは管理者として、職員を雇い、働いていただいているわけですから、その管理者としてこういうものでは不満だ、不足しているんだということで、必要な行動を取っていただきたいというふうに思うわけですが、いかがですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>管理者、どうぞ。</p>

<p>谷口管理者</p>	<p>ご指摘ありますとおり、物価高は平素よりニュースに接しているところでありまして、消費者物価指数というのももう本当に2年以上、26か月にわたってずっと上がってきているということも承知をしております。</p> <p>ただ、今回の人勧の部分でも、ご案内のとおりでありますけれども、この5年間の平均と比べましても本当に10倍になるような大きなアップ率ということになされたわけでありまして。月給につきましては1級でも2級でも今のパーセンテージではあるんですけれども、初任給に関しましては高卒で8%、大卒で6%上がる、またボーナスも改定があるということで、国の動きの中でも今の世間の景気等も追いかけてこになっているのかとは思いますが、そういった対応で進んでいるものということで承知をしております。</p> <p>ですので、もっと今の実態に見合うようにという思いはありますが、国の財政の問題、また総合的に考える案件であるということで承知をしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほか、ございませんか。ほかに質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 したがって、議案第7号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の件は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、日程第7、発議第1号「木津川市精華町環境施設組合議会会議規則の一部改正について」を議題とします。 提案者に提案説明を求めます。 宮嶋議員、どうぞ。</p>

<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋良造です。 お手元にあります発議第1号をご覧くださいまして、一部朗読をして提案に代えさせていただきます。 木津川市精華町環境施設組合議会会議規則の一部改正について。 上記の議案を地方自治法第109条第6項及び木津川市精華町環境施設組合議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。 提案理由として、議場への議員の携帯品や行動について、時代の情勢や実情、必要性などを踏まえ適切な表現へと改めるものです。 裏面をご覧ください、改正内容を新旧で表しております。 改正する携帯品の第103条であります。これまでの規定を改めて、議場または委員会の会議室に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により、議長の許可を得たときは、この限りでないとするものであります。 そして、第106条、禁煙の項であります。これまでの規定の、何人も議場に置いて喫煙してはならない、これを削除します。そのことによって、第107条から第130条までの各条のものを1条ずつ繰り上げる関係で、第106条から第129条とします。別表についても同様、繰り上げるということでありまして。 以上の改正であります。よろしく願いいたします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑なしと認めます。 質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 したがって、発議第1号「木津川市精華町環境施設組合議会会議規則の一部改正について」は原案のとおり可決することに決定しまし</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>た。</p> <p>次に、日程第8、「委員会の閉会中の継続審査及び調査について」を議題といたします。</p> <p>議会運営委員長から、審査及び調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申請書の写しのとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本件は、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本件は、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なるご審議を賜り大変ご苦労さまでした。</p> <p>これをもちまして、令和5年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を閉会といたします。</p> <p>どうもご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(1 2 : 4 7)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: center;">議 長 _____</p> <p style="text-align: center;">署名議員 _____</p> <p style="text-align: center;">署名議員 _____</p>